第6回葛飾区子育て支援行動計画策定委員会 次第

平成22年1月21日 午後2時から 男女平等推進センター1階 洋室D

1 議事

<第一部 14時~>

- (1)第5回子育で支援行動計画策定委員会の課題について(資料1)
- (2)後期「葛飾区子育て支援行動計画」(案)の確認について(資料2)
- (3)その他

< 第二部 15時30分~>

(1)後期「葛飾区子育て支援行動計画」(案)の答申について(資料3)

平成 2 2 年 1 月 2 1 日

第5回策定委員会課題整理(11月13日)

【課題】

1 葛飾区子育て支援行動計画(案)について(資料1) 今後の方向性について~後期計画俯瞰図の提案~ 後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定委員会 委員 各位

> 同委員会 委員長 村井美紀

恵飾区子育て支援行動計画(案) 今後の議論の方向性について~後期計画俯瞰図の提案~

謹啓、委員の皆様には時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本委員会の活動にご理解、ご協力いただきましたありがとうございます。

さて、本委員会も残るところあとわずかになりましたが、この間の議論で、前期計画のについて「実際に利用した区民からの評価は概ね好評であった」、しかし「計画の認知度が低い」、「利用者が少ない」ということも確認できました。さらにこの間の委員会議論で、後期計画は作成だけではなく、その後もなんらかの委員会を設置し、計画の推進について見守りと検討・協議を行なうべきだという意見も出されました。

そこで、今後の委員会議論やその後の活動を展望した時、行動計画全体を俯瞰しながら、 各委員がどこに責任をもち、議論を展開していくべきかを確認しながら進めていきたいと 考え、別紙のような俯瞰図を作成しました。

本俯瞰図をもとに、各委員が担当すべき箇所についてのご意見、ご提案をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

謹白

葛飾区子育て支援行動計画(後期計画・案)俯瞰図

これは、標記計画(案)を対象年齢別に俯瞰してみた表です。これをもとに、全体を俯瞰し、 チェックを行うための表です。これに基づき、これまでの確認事項をチェックし、さらに 検討を重ねるために利用します。

1 . 親子に対して

1. 税丁区划00	
	【子育て支援課】
妊産婦	育児支援訪問事業(家事・保育補助事業)(目標値 679回増)
親子	子育てひろばの実施(9か所増)
親子	【保健サービス課、保健センター】
	安心・安全な妊娠出産環境 (妊婦健診 1 4 回分助成)・新規
	こんにちは赤ちゃん訪問事業・新規
	育児支援重点の乳幼児健診(乳幼児の疾病早期発見と母親の心の健
	康重点の健康づくり支援)
	親子の心の健康づくり
	【健康推進課】
	親子の食育推進事業・新規
	すくすく歯育て支援事業・新規
親子	【子ども家庭支援センター、保健サービス課、保健センター】
	虐待防止早期支援事業
	【子ども家庭支援センター】
	グループワークの実施
	育児支援訪問事業
	要保護児童対策協議会
	虐待相談の実施
	ショートステイ事業の実施
	見守りサポート
	被虐待児童の心理療法と親のカウンセリング実施
	【人権推進課】
	配偶者暴力防止事業・新規
親子	【保健サービス課・保健センター】
	母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級・新規
	【育成課・地域教育課・保育管理課・子ども家庭支援センター・保
	健サービス課・保健センター・健康推進課】
	親の学びのプログラム(育児不安の軽減、保護者の交流・学習支援)
親子	【保健サービス課・保健センター】
	育児グループの育成・支援

親子	【子育て支援課】
	ひとり親家庭の総合支援の実施(経済・就労相談、情報提供、
	子どもの様々な悩み相談)
	「母子自立支援プログラム策定事業」の実施
	母子生活支援施設の建替え(子育て支援課)
親子	【子ども発達センター】
	個別相談、親同士の交流機会の提供
	【疾病・障害の早期発見・早期対応】
	疾病・障害児の医療費、検査料助成による経済的負担の軽減
	(保健サービス課・保健センター)
	【障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減】
	当該児童の保護者の経済的負担の軽減(障害福祉課・障害者施設課)

2. 乳幼児に対して

2 · 10/1/10/05/10 C	
乳幼児	【育成課・子育て支援課・保育管理課】
	認可保育所の定員増(目標値 347人)
	認証保育所の定員増(目標値 131人)・13時間以上の開所
	家庭福祉員の定員増(目標値 6人)
	認定こども園の設置 (新設)
	【福祉管理課】
乳幼児	第三者サービス評価の実施
乳幼児	【育成課・子育て支援課・保育管理課】
	延長保育事業(目標値 5か所増)
	病児保育事業(新設)(目標値 2箇所8人)
	病後児保育・施設型(目標値 5か所 20 名増)
	病後児保育・訪問型(目標値 800 時間増)
	休日保育事業(目標値 6か所60人増)
	私立幼稚園 2 歳児受入れの実施
	私立幼稚園での預かり保育事業
	夜間保育所の設置 (新設)
	(仮称)子育て送迎ステーションの設置(新規)
乳幼児	【育成課・子育て支援課・保育管理課】
	一時保育事業・施設型(目標値 9か所90人22,500日 増)
	一時保育事業・訪問型(目標値 800 回) 1
	ファミリーサポートセンター事業(目標値 20 名増)
	ショートステイ事業(目標値 現状維持)
	トワイライトスティ事業(目標値 現状維持)

乳幼児	【保健サービス課、保健センター】
	乳幼児の事故予防対策
	乳幼児の急病時応急対策
	はしかの予防対策
	結核の予防接種
	【子育て支援課】
	子ども医療費助成の実施
乳幼児	【公園課】
	「誰でもトイレ」の設置(ベビーキープ常設)
	「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置・新規
乳幼児	【葛飾図書館】
	ブックスタート事業
乳幼児	【子育て支援課】
	子育てひろばの実施
	【育成課】
	児童館における乳幼児や保護者への育児支援の充実・新規 1
乳幼児	【公園課】
	乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり(幼児コーナー設置と遊具の
	設置・砂場の設置と管理)
乳幼児	【子ども発達センター】
	障害児への訓練・療育
	保育所・幼稚園への訪問指導(障害者施設課)

3.小学生に対して

小学生	【育成課・子育て支援課】
	学童保育クラブ事業の実施(10 か所・定員 464 人増) 1
	わくわくチャレンジ広場(放課後子ども事業)との連携 2
小学生	【育成課】
	子どもと子育て中の親の意見を取り入れた児童館づくり
小学生	【指導室】
	わかる授業の推進(学習支援講師の増員・学習サポーター配置・保
	護者、学生ボランティアの協力推進) 1
	授業時間数と学習機会の確保
	総合的な学習の時間の充実
	情報教育の充実
	読書活動・学校図書館の充実

小学生	【地域教育課】
	ジュニアリーダー講習会の実施(少年ジュニアリーダーの育成)
	かつしか少年キャンプの実施
	【指導室】
	いじめ・不登校への対応(スクールカウンセラーの活用)
	セーフティ教室の実施
	健全育成、生活指導の充実(学校支援指導員による問題行動への早
	期対応、早期解決)
小学生	【指導室】
	体力向上・新規
	【指導室・学務課】
	食育の推進・新規
	【学務課】
	アレルギー性疾患児童・生徒への対応・新規
小学生	【指導室】
	特色ある学校づくりの推進
	教職員の資質・能力の向上
	学校評価制度の推進 (拡大)
	【指導室・地域教育課】
	学校地域応援団の推進・新規
小学生	【育成課・子育て支援課・保育管理課】
	乳幼児のふれあい体験の推進
小学生	【育成課・地域教育課】
	わくわくチャレンジ広場
	【地域教育課】
	地域行事への子どもの参加
	【育成課】
	児童館遊びの広場の拡充・新規

4 . 中学生に対して

中学生	【指導室】
	わかる授業の推進(学習支援講師の増員・学習サポーター配置・保
	護者、学生ボランティアの協力推進) 1
	授業時間数と学習機会の確保
	総合的な学習の時間の充実
	情報教育の充実
	読書活動・学校図書館の充実

中学生	【指導室】
	いじめ・不登校への対応(スクールカウンセラーの活用)
	セーフティ教室の実施
	健全育成、生活指導の充実(学校支援指導員による問題行動への早
	期対応、早期解決)
	【指導室・地域教育課】
	部活動の充実(地域指導者の確保、部活動顧問への取り組み)
中学生	【指導室】
	体力向上・新規
	【指導室・学務課】
	食育の推進・新規
	【学務課】
	アレルギー性疾患児童・生徒への対応・新規
中学生	【指導室】
	特色ある学校づくりの推進
	教職員の資質・能力の向上
	学校評価制度の推進(拡大)
	【指導室・地域教育課】
	学校地域応援団の推進・新規
中学生	【育成課・子育て支援課・保育管理課】
	乳幼児のふれあい体験の推進
中学生	【生涯学習課】
	学び交流館の居場所づくり
	【葛飾図書館】
	図書館のヤングアダルトコーナーの充実
	【地域教育課】
	地域行事への子どもの参加
	【ボランティアセンター】
	ボランティアの奨励
	【育成課】
	児童館での中高生の居場所づくり・新規

5 . 高校生等に対して

高校生等	【育成課・子育て支援課・保育管理課】
	乳幼児のふれあい体験の推進

高校生等	【生涯学習課】
	学び交流館の居場所づくり
	【葛飾図書館】
	図書館のヤングアダルトコーナーの充実
	【地域教育課】
	地域行事への子どもの参加
	【ボランティアセンター】
	ボランティアの奨励
	【育成課】
	児童館での中高生の居場所づくり・新規

6 . 全体

	·
全体	【保健サービス課、保健センター】
	アレルギー相談の実施
	アレルギー疾患の知識普及・啓発
	【健康推進課・学務課】
	栄養教育の実施
全体	【育成課】
	子ども総合センターの整備
全体	【育成課】
	企業向けセミナーの実施
	【人権推進課】
	中小企業のための仕事と生活の調和応援事業・新規
全体	【育成課】
	子育て支援活動の拠点整備
	児童館での保育ポランティア等の活用・新規 1
全体	【生涯学習課】
	区民大学(ボランティア育成・支援)・新規 1
全体	【公園課】
	安心・安全な公園づくり・安全点検
	【生涯学習課】
	子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援
全体	【道路補修課】
	あんしん歩行エリア整備事業
	歩道勾配改善事業・新規
	【育成課】
	(仮称)子育て支援ガイドブックの作成・新規 2

全体	【道路補修課】
	あんしん歩行エリア整備事業
全体	【生涯スポーツ課】
	総合型地域スポーツクラブ事業(地域住民主体で設立) 1
全体	【子ども家庭支援センター】
	子ども家庭支援センターにおける相談活動、関係機関との連携
	【人権推進課】
	悩みごと相談の実施
	【育成課】
全体	ふれあい交流の実施

葛飾区子育て支援行動計画(後期計画・案)

平成 22 年 4 月

葛飾区

目 次

第 1	草	計	四(က ်	考	え	万	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	計画の	位記	置:	ゔ゙゙゚゚	ナ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	計画期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	基本理	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	基本的	視,	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	基本目	標	•	•	•	•		•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	計画の	推ì	焦さ	ヒ言	平1	価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第 2	2章	基	本	目	標	ے	行	動	方	針	- .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
基本	目標1	=	子育	育-	ζ;	を	支	え	る	ま	ち	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
基本	目標 2	=	子と	ビ=	ŧ	が	健	康	に	育	つ	ま	ち	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
基本	目標3	=	子と	ビ=	も	の	成-	툱	を	み	h	な	で	支	え	る	ま	ち	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
基本	目標4	=	子と	ビ=	も	の <u>:</u>	安:	全	•	安	心	が	保	た	れ	る	ま	ち	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
基本	目標 5	=	子と	ビ=	も	の	<u>ن</u>	身	が	健	ゃ	か	に	成	長	す	る	ま	ち	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
基本	目標6	Ä	親と	노-	子。	: ٹے	ŧ	が	ح	も	に	学	び	育	つ	ま	ち	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
基本	目標7	_	_ <i>,</i>	人7	ン	ح	י (ו	の:	特	性	に	配	慮	す	る	ま	ち		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
第 3	章	主	な	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
参	考資料	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5

第1章 計画の考え方

計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」により策定が義務づけられている、市町村行動計画です。 葛飾区では、平成14年4月に「葛飾区子育て支援推進プラン」を策定し、児童福祉はもとより、 子育て支援に関わる母子保健・教育・まちづくり等の施策を総合的に実施してきました。平成15年8月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、区市町村による次世代育成支援対策の実施 に関する計画の策定が義務づけられました。そこで、平成17年4月から平成22年3月までの5年間を計画期間とする「葛飾区子育て支援行動計画(前期計画)」を定め、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備について計画的に取り組んできました。

この計画では前期計画を継承し、平成 22 年度からの 5 年間についての区の子育て支援の充実と発展について定めます。

「次世代育成支援対策推進法」の目的(第1条)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定 その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

国・地方公共団体・一般事業所・国民(区民)がそれぞれの立場で行動することが求められています。

次世代育成支援対策推進法の基本理念(第3条)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

父母その他の保護者の第一義的責任を踏まえつつ、「子育ての意義」についての理解が深まること、そして「子育てに伴う喜びが実感」できることに配慮が必要とされています。

【基本的な視点(行動計画策定指針)】

(1)子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。 子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

(2)次代の親づくりという視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

(3)サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

(4)社会全体による支援の視点

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

(5)仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するよう取り組みます。

(6)すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもや虐待等の子どもなどに十分配慮し、広くすべての子どもと家庭へ支援します。

(7)地域における社会資源の効果的な活用の視点

NPO、子育てサークル、母親クラブ等の地域団体、社会福祉協議会や民間事業者等、伝統文化継承の取組など、さまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

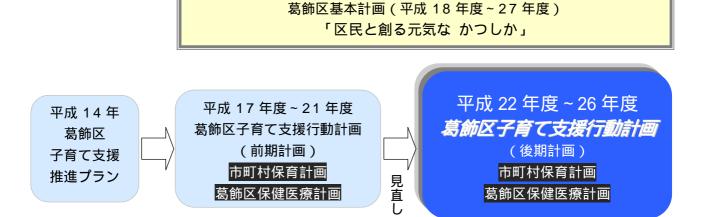
(8)サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

(9)地域特性の視点

葛飾区の人口構造や産業構造、社会資源の状況等を踏まえて、葛飾区が主体的に取り組みます。

【葛飾区における計画の位置付け】



計画期間

平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間が全体の計画期間であり、平成 17 年度から 21 年度までを前期計画期間として子育て支援行動計画を実行してきました。

これまでの実績と社会情勢の変化、子育てニーズの変化等を踏まえて、平成 22 年度から 26 年度までの後期 5 か年について計画を策定します。

基本理念

子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたかく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく。

この計画の基本理念では、次世代育成支援対策推進法や子どもの権利条約(「児童の権利に関する条約」)の趣旨を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えるということ、地域全体で子育てを支えるということ、そして家庭や地域の子育て力を高めていくということを盛り込みました。なお、この理念は、前期計画策定にあたって定めたものを後期計画にあたっても継承しています。

基本的視点

1. 子どもの幸せを第一に考える

子どもの健やかな発達・成長・育成に視点を置き、一人ひとりの子どもの状況に目を向けたきめ細やかな施策の実施に努めます。

- 2.子育て中の親や子どもの成長を社会全体で支援する 地域社会との連携や協働により、子育て中の親と子どもの成長を社会全体で支える仕組みづくりを目指していきます。
- 3. すべての子どもと家庭を対象にする すべての子どもと家庭を対象に幅広く支援をするという観点から、施策の充実に努めます。
- 4. 家庭と地域の子育て力を高める

子育ての第一義的な責任は家庭であるとの視点のもと、家庭教育の充実を図ります。また、 子どもたちは地域社会の中であたたかく見守られながら健全に成長していくという視点のもと、 地域の子育て力を高めていきます。

- 5.特に配慮を必要とする子どもや家庭への対策を強化する 虐待を受けた子ども、障害をもつ子ども、問題行動を起こす子ども、ひとり親や養育家庭な ど、特に配慮を必要とする子どもと家庭への権利擁護の充実に努めます。
- 6.サービス提供側の専門性の確保、サービスの質の確保・向上を図る 地域特性を活かした子育て支援サービスを展開するとともに、サービスの質を確保していき ます。
- 7.親の妊娠期から青少年期までの総合的な取組を推進する 親の妊娠から子どもの出生、青少年期に至るまでの総合的な取組を、保健・福祉・教育分野 が相互に連携して推進していきます。

基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの項目を計画の基本目標とします。

子育ての第一義的な責任はそれぞれの保護者にありますが、その保護者を、地域社会、企業等、 行政(区)が支えていくという意識をあらわすものとして「まち」という表現に統一しています。

1.子育てを支えるまち(保育計画の策定)

多様な保育サービスのニーズに応えることで、子育てと仕事が両立しやすい環境を整備していきます。また、すべての子育て家庭を視野に入れた保育サービスの展開や質の確保と向上を図ります。

2.子どもが健康に育つまち

妊娠期から学童期、思春期に至るまで、母子の健康を支えるための健診体制等の充実をはかるとともに、児童虐待の防止対策に取り組みます。

3. 子どもの成長をみんなで支えるまち

子どもの成長を地域社会でも支えられるよう、子育てがしやすい就労環境やワークライフバランスの普及啓発に取り組むとともに、企業や商店街、NPOなど、さまざまな方々が子育てのサポーターとなるような人材育成に取り組みます。

4. 子どもの安全・安心が保たれるまち

親も子も安心して生活が送れるよう、生活環境の整備や公共的建築物や街路等のバリアフリー化に取り組みます。また、子どもが交通事故や犯罪に巻きこまれないような、地域での見守りも促進します。

5. 子どもの心身が健やかに成長するまち

子どもたちの知性・感性・品性をはぐくみ、豊かな人間性と人格を兼ね備えた人として成長できるよう、学校での教育環境を整備していきます。

6. 親と子どもがともに学び育つまち

子育て中の親が親として成長していくことを支援していくため、また、子どもを支える地域 社会がより豊かなものとなるため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージにあわせ た学びの場づくりに取り組みます。また、子育て中の悩みなどを気軽に相談できる人と人との つながりをつくります。

7. 一人ひとりの特性に配慮するまち

一人ひとりの「ちがい」を尊重しながら子育てが進められるような体制を整備します。とりわけ、社会の支援が必要な、障害のある子ども、ひとり親家庭の子どもなどが安心できるような体制づくりを進めます。

計画の推進と評価

1 計画の周知

この計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに関わる事業者、関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要です。そのため、策定した計画については、関係者、関係団体に周知するとともに、広報紙やホームページへの掲載、サービス内容を取りまとめた冊子等の制作などにより、広く区民に周知します。

2 区民や民間団体との協働

計画の基本理念「子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたかく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく」を実現するためには、家庭、保育・教育機関、地域、企業、行政などが連携・協力して子育て支援に取り組む必要があります。

特に、地域で子育て支援に取り組む NPO や、子育てサークルなどとの協働を積極的に進めることにより、子育てを地域で支える体制をととのえます。

3 子育て家庭のニーズや保育需要を捉えた事業の推進

この計画は、平成22年度からの5年間を計画期間とし、子育て支援に関する主な事業を実施することとしています。子育て家庭のニーズは、現状や前期行動計画の5年間からも多様化しており、保育需要についても大きく変化しています。このことから、本計画については、主な事業の推進を基本として、子育て支援の視点から必要される事業を取り入れながら進めていきます。

4 施策の実施状況の把握と評価指標に基づく評価

この計画に定められた施策の評価については、目標量に対しての供給量による量的な評価の他に、利用者の満足度による施策ごとの評価指標に基づく評価を実施します。

それぞれの評価内容については、毎年度、広報紙やホームページへの掲載などにより区民の皆さんにお知らせし、ご意見をいただきます。また、今後の計画の推進や見直しにあたっても、アンケート調査などを活用し、区民の皆さんのご意見を反映させていきます。

5 次世代育成支援推進協議会の設置

この計画に定められた施策の内容を広く区民に周知し、施策の進捗を管理するとともに、状況の管理や施策を推進していくために、次世代育成支援推進協議会を設置します。

第2章 基本目標と行動方針

基本目標1.子育てを支えるまち

【現状と課題】

葛飾区では、平成 14 年の葛飾区子育で支援推進プラン、平成 17 年策定の葛飾区子育で支援行動計画(前期計画)を通じて、計画的に保育サービスの提供をしてきました。平成 21 年 4 月現在、葛飾区ではいわゆる「待機児」が 62 名となっています。待機児を解消するために、認可保育所の設置等、サービスの量的な充実を図る必要があります。平成 20 年度に実施した子育で支援に関する意向調査のアンケートの結果では、保育サービスに関し、希望した時期に希望どおりの保育サービスが利用できたという回答は 48.7%にとどまっています。社会情勢の急激な変化の中で、保育サービスの需要は多様化しており、保護者が安心して子育でをしながら、社会に参画していくためにも、保育サービスの充実が求められています。

子育て支援に関する意向調査のアンケート結果では、就学前の児童をもつ未就労の保護者の66.6%が「子どもがある程度大きくなったら就労したい」と回答し、「すぐにでも若しくは1年以内に就労したい」の17.9%とあわせて8割以上の保護者に就労希望があります。また、グループヒアリングでは、共働き世帯の保護者では、仕事と両立して子育てを行わなければならないため、負担が大きいという意見が出されています。

このようなことから、保護者の就業形態などにあった多様な保育サービスを充実させ、働く保 護者がゆとりを持って子育てにも仕事にも向き合える環境整備を行う必要があります。

子どもを育てていく第一義的な責任はそれぞれの保護者にありますが、子育ては地域全体で支えていく必要があります。しかし、子育てが地域の人に(若しくは社会で)支えられていると「全く感じられない」と回答した人が就学前のお子さんをもつ保護者の 9.3%、「どちらかといえば支えられていない」と回答した人が 23.5%にのぼっています。

在宅で子育てをしている保護者に対し、子育て支援サービスや子育てサークルについての情報 提供を行い、まち全体で子育てを支えている実感を得られるよう、情報提供の充実と周知方法の 工夫を行います。

社会情勢の変化から、今後も保育サービスのニーズが高まることが考えられます。保育サービスの必要量の充足と質の確保を今後とも進めていきます。

(1)仕事と子育ての両立支援

子育てと仕事を両立しやすい環境を整備するために、延長保育や休日・夜間保育など、多様な保育事業について、子育て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

(2)在宅の子育て家庭への支援

一時保育や子育てひろばなど、在宅で子育てをする家庭を対象にした事業について、子育 て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

(3)保育サービスの質の確保

第三者評価の充実など、保育サービスの質の確保のための取り組みを推進していきます。

【新規事業】

認定こども園の設置

就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供していきます。

病児保育事業

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合 に、当該児童を一時的に保育する専用スペースを診療所等に設置して保育を行います。

夜間保育所の設置

保護者の就労形態が多様化する中、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育を行います。

(仮称)子育て送迎ステーションの設置

待機児の地域格差を解消するために、駅周辺等に(仮称)子育て送迎ステーションを整備し、待機児の多い地域から少ない地域への保育園へ送迎を行います。

基本目標2.子どもが健康に育つまち

【現状と課題】

産まれてくる子どもが健やかに成長していくことは、すべての人の願いです。

平成 20 年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、希望する子育て支援策として、就学前の児童をもつ保護者の 63.8%が「夜間や休日の医療体制の整備」を、26.3%が「妊産婦や乳幼児の健康診査、保健指導など母子保健の充実」を挙げています。

妊娠中から乳幼児期、学齢期に至るまで、適切な保健・医療サービスが利用できるための取り 組みが必要です。

妊娠中から乳幼児にかけての健康診査に加え、生後 4 ヶ月までの乳児のいる家庭への訪問も実施し、母子の健康状態を良好に導くとともに、悩みや心配などの相談にのれる体制を整えていきます。保健所の乳幼児健診では、疾病の早期発見や予防に加えて、育児不安の解消や母親の孤立化の予防を重視すると共に、育児ストレスによる産後うつの解消にも力を入れる必要があります。子育ての過程で発生する児童虐待への対応も課題となっています。

平成 20 年度に専門支援員に対して行ったグループヒアリングでは、最近の母親は、子育てで問題が起こると必要以上に自分を責めてしまう傾向があるという指摘がありました。育児不安を取り除くための専門支援員による家庭訪問でも拒絶される場合があり、本当に支援が必要な人への適切なアプローチが課題です。

平成20年度に子ども家庭支援センターで対応した児童虐待に関する相談はのべ3,305件に達しています(一人の児童の相談に複数回対応している場合はその回数がカウントされています)。 虐待は、その児童の生涯にわたり大きな影響を及ぼすものであり、また、単に虐待の加害者を摘発・処罰するだけでは問題は解決しません。虐待に至る前に保護者等の問題に対処できる相談体制の充実、虐待の早期発見と早期対処、そして虐待を受けた児童に対する適切なケアを進めていきます。

葛飾区では、子どもが心身ともに健康に育つまちを作るための取り組みを、保護者に対する支援の方策も含め、進めていきます。

(1)母子の健康の推進

妊娠中から母と子の健康が保たれるよう健康診査や訪問指導を行います。また、乳幼児の健やかな発育・発達と親の育児不安等の支援のため、乳幼児健診時の相談や支援の充実を図るとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。さらに、不妊治療に対する経済面・心理面の支援も行います。

(2)児童虐待の防止

さまざまな事業を通じて育児不安や孤立感などに悩む親への支援を充実させるために、 子ども家庭支援センターを中心として、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組みま す。

【新規事業】

安全・安心な妊娠・出産を迎えるための環境づくり

妊婦健康診査 14 回分等を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させ、母子の健康障害を予防します。

また、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

こんにちは赤ちゃん訪問事業

出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配事や産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。また、生後2ヶ月等の時にお母さん同士が交流する場を提供するなど、多様なアプローチにより保護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。

親と子の食育推進事業

保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。

すくすく歯育て支援事業

子どものむし歯が急増する2歳期に母子双方の歯科健診と予防処置を行うことにより、かかりつけ歯科医の定着を促し、子どものむし歯を予防します。また、歯育てに関する知識の普及啓発のために健康教育を実施します。

母親健康診査

子育て中の母親に対し健康診査を行うことにより、母親の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、正しい健康習慣を確立し生活習慣病を未然に防止することで、健やかな子育てを支援します。

暴力防止事業

配偶者暴力(DV)は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。また、DVの早期発見に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。

基本目標3.子どもの成長をみんなで支えるまち

【現状と課題】

子育てを支援するためには、企業をはじめとする地域社会の支えが必要です。

国では、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を発表し、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現を目指しています。

平成20年度実施した子育で支援に関する意向調査のアンケートの結果では、就学前の児童をもつ保護者のうち育児休業制度を母親が利用したのは21.8%、父親では0.4%、父母両方が利用したのは0.3%にとどまっています。国では、2017年に女性の育児休業取得率を80%に、男性の取得率を10%に向上させることを目標にしています。また、6歳未満の子どものいる家庭の男性の育児・家事時間を現状の1日60分から2017年には1日2.5時間にまで向上させることを目標にしています。

これらの取り組みは、行政が目標に掲げるだけでは実現しません。個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが必要になります。とくに、育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備と利用しやすい職場風土づくりの推進が必要です。

区では、それぞれの企業がワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所の取り組みについて、情報提供や相談に応じることなどで応援します。

子どもの成長を支えるためには、地域社会の人材等を活用することも大切です。近年の核家族 化の進行で、子どもたちに先人の知恵や遊びを伝えていくための世代間交流や、商店街などでの 子どもの見守り、区内の事業所でのものづくり体験など、さまざまな形での子育て支援の方策を 検討していきます。

(1)企業の取組を支援

子育て中の保護者が就労しやすい環境を整えられるよう、企業に対して「事業主行動計画」 の策定支援や普及啓発を行います。また、ワークライフバランスの啓発もあわせて行います。

(2)地域の社会資源の活用

葛飾区には、さまざまな活動をする市民団体や企業・商店、NPOなどがあります。これらの団体等が積極的に子どもの健全育成に関わり、地域全体で子どもの健やかな成長を見守っていく、葛飾区らしい子育て支援の取り組みを進めます。

(3)地域の人材育成

子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たに子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。

【新規事業】

中小企業のための仕事と生活の調和応援事業

東京都が実施する「東京都中小企業両立支援推進助成金」に対する上乗せ助成を行うことで、企業に対するワークライフバランスの意識啓発や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促進します。

児童館での保育ボランティア等の活用

児童館の子育で講座等において、地域の子育で経験の豊富な方々にボランティアとして乳 幼児の保育を手伝ってもらったり、児童館の製作事業等において地域の方々が持っている 様々な子育で支援のノウハウを活用します。

かつしか区民大学

地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。

基本目標4.子どもの安全・安心が保たれるまち

【現状と課題】

子どもが健やかに育つためには、子どもを取りまく環境が安全・安心に保たれることが大切です。

平成20年度に行った子育て支援に関する意向調査のアンケート調査では、希望する子育て支援策として、就学前の児童をもつ保護者の37.5%が「子どもが安心して遊べる公園や安全な歩道などの整備」を挙げています。また、子育て支援に関する意向調査の自由記述や、あわせて行ったグループヒアリングでも、安全な歩道や公園の整備についての意見が多く出されました。

子どもを連れて安全に外出できるよう、区では安全な歩道の整備や公共交通機関のバリアフリー化を進めています。また、公共施設のトイレに、おむつ交換のための設備や授乳スペースの設置を促進しています。あわせて、子どもを連れて安全に利用できる施設の情報提供も進めていきます。

近年、子どもが巻きこまれる犯罪などに対して懸念する声が高まっています。区では、安全パトロールの実施を支援するとともに、PTAや地域の自治町会などと協働して、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みを強化していきます。

子どもの安全・安心が保たれるまちをつくるために、区・保護者・地域が協働したまちづくり を進めていきます。

(1)子どもの安全を守る

子どもが事故や犯罪に巻きこまれないよう、道路や公園の安全性を高める取り組みや、地域社会の見守り体制を強化していくための取り組みを推進します。

(2)親と子が外出しやすい道路や施設環境の整備

子どもを連れて円滑に利用できる道路整備や、授乳やおむつ交換をできる場所の設置などを通じて、快適な外出ができる環境の整備を進めます。

(3) まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画の推進

まちづくりや遊び場づくりなどの計画の場に子どもや子育て中の親などが参加する機会を 増やすことで、利用者のニーズに適合した施設整備を進めていきます。

【新規事業】

(仮称)子育て支援ガイドブックの作成

妊娠から出産、子どもが中高生になるまでの子育て支援サービスに関する情報をまとめた、 ガイドブック(冊子)を作成します。

步道勾配改善事業

妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。

「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができるスペースを設置します。

基本目標5.子どもの心身が健やかに成長するまち

【現状と課題】

子どもたちが、学校や地域社会で見守られながら、知力や体力を育み、豊かな人間性と人格を 養うことができる環境を整備していくことは、次代を担う人材を育成するという視点から欠かせ ないことです。

葛飾区では、子どもたち一人ひとりが基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び考え、主体的に判断し行動する力を育んでいくことが大切であると考えています。このためには、一人ひとりの能力に合わせたわかる授業を推進していくとともに、家庭とも連携し、生活習慣や学習習慣を確立していく必要があります。また、部活動の充実を通して心身の健全な成長を支援するとともに、食育や食生活の確立について、家庭やPTAとも連携した取り組みを推進する必要があります。さらに、一人ひとりの人権を尊重する取り組み、とりわけ自尊感情(自分がかけがえのない存在であるという自己評価)を確立していくことで、社会的逸脱行動の抑制、いじめなどの防止を進めていく必要があります。

支援に関する意向調査の小中学校関係者に対するグループヒアリングでは、子どもの学力や生活習慣、コミュニケーション能力などで、以前と比べて個人差が大きくなっているという意見が出されています。その背景として、子育てに対する親の考え方の変化や、親と子どもの関わり方に家庭間の差が大きくなっていることなどが指摘されており、子ども個人の特性や家庭の状況に合わせた対応が必要です。

また、子どもたちは地域社会との交流の中で健やかに成長していくことから、地域の教育力を 積極的に活用していく必要があります。このためには、部活動に地域の指導者を活用する取り組 みを推進することを始めとして、学校地域応援団や総合型地域スポーツククラブなどを通して、 様々な経験や知識を有する地域の人たちが子どもたちの健全育成に参加する仕組みを充実させて いく必要があります。また、地域の企業や事業所の協力や、郷土と天文の博物館や公共図書館な どの地域にある教育施設を活用しながら、地域全体で子どもの健やかな成長を支援していく必要 があります。

(1)確かな学力の定着

義務教育修了までに、すべての子どもが自立して社会で生きていく基礎を修得するよう、 少人数授業の推進など、確かな学力の定着のための取り組みを検討します。

(2)豊かな心の育成

地域の伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する子どもが育つよう、「豊かな心」の育成のための取り組みを検討します。

(3)健やかな体の成長

幼児期や小学校低学年の早い段階から、家庭や地域とも十分に連携して、家族ぐるみ、地域ぐるみで、子どもたちの「健やかな体」を育んでいきます。

(4)良好な教育環境の整備

一人ひとりの子どもが良好な教育環境のもと学べるよう、学校での教育環境を整備していきます。

【新規事業】

体力の向上

児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で特色を持った子どもの体力向上に向けた取り組みを推進していきます。

食育の推進

各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成する とともに、家庭や地域との連携を図りながら、学校給食をはじめ各教科等において、食育の 推進を図っていきます。

子ども食育クッキング等の実施

児童期から料理づくりの楽しさを体験し、食への関心を育む「子ども(親子)食育クッキング」の事業を区内各所で開催します。

総合型地域スポーツクラブ事業

身近な地域で子どもから高齢者までが色々な種目を様々なレベルに応じてスポーツに親しむための総合型地域スポーツクラブを地域住民が主体となり、設立するとともに、活動内容を充実していきます。

アレルギー疾患をもつ児童・生徒への対応

アレルギー疾患をもつ個々の児童・生徒について、学校における各種の取組みを医学的根拠に基づき、安全・確実で効率的な方法で実施していきます。

学校地域応援団の推進

地域の様々な人たちが学校の教育活動の支援に参加する仕組みとして、各学校に「学校地域応援団」を設置し、地域ぐるみで豊かな教育を推進していきます。

基本目標6.親と子どもがともに学び育つまち

【現状と課題】

近年の核家族化の進行により、保護者が子育てについての悩みや迷いを相談する相手を見つけることが困難になってきています。

平成20年度に実施した子育で支援に関する意向調査のアンケート調査で、就学前の児童をもつ保護者が相談相手として挙げたのは、配偶者が56.4%、親や親戚が21.6%、友人が14.5%で、保育園・幼稚園や子ども家庭支援センターなどは5%に満たない状況でした。この結果は、子育ての悩みを家庭の中で解決しようとする現れだと考えられます。また、子育てについての知識の習得方法では、「育児書や子育て雑誌、インターネットなどのメディア」が43.2%と最も多く、「親や家族」が33.4%、「友人知人との情報交換」が13.8%でした。雑誌やメディアからの情報は、ともすると「平均」「一般」からはずれることへの恐れを増幅し、一人ひとりの子どもの個性を受け入れられない不安感を抱かせる場合もあります。

保護者が子どもの育て方や子どもとの接し方を学ぶ機会を提供し、自分の子どもの状況を大切にできるようにすることが必要です。そのために、母親学級やパパママ学級などを通じて、子育てについて学び、子育てについての疑問などを解消する機会をつくっていきます。また、子育てをしている保護者同士の交流の機会を設けていきます。

近年の少子化により、乳幼児と接する機会が少ない小学生・中学生については、まもなく親になっていく世代だと位置づけて、乳幼児とのふれあい体験を進めていきます。

親と子どもが地域の中でともに学び育っていくまちづくりを推進します。

(1)親が子育てを学ぶ機会の提供

子育て中の親が、親として成長していくことを支援していくために、結婚から子どもの出産、子どもの自立に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢にあわせた多様な学びの機会を提供します。

(2)相談や出会いの場の提供

身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を充実させ、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。

(3)次の親世代の育成

子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進し、生命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。

(4)年代や興味・関心に応じた様々な子どもの居場所づくり

家庭・学校・地域で協力し、放課後や週末に地域の大人と子どもがふれあう場所『子どもの居場所』をつくります。子どもと大人のふれあいを通して、大人たちも交流を深めることで、地域での子育ての輪を広げます。

【新規事業】

児童館における乳幼児や保護者への育児支援の充実

乳幼児と保護者が気軽に児童館を利用し、「のびのび広場」、「子育て講座」、「親同士の交流」、「子育て相談」の各事業を通して子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を支援していきます。

児童館でのあそびの広場(小学生)の拡充

小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図るために、集団あ そびや伝承あそび、読み聞かせや工作などを指導員のもとで子どもたちの声を取り入れなが ら安全に行います。

児童館での中高生の居場所づくりの充実

中高生が気軽に集い、簡単なゲーム等で憩える場や、バンドやダンスなどの自主的な活動 の場を提供することで、中高生の健全育成と仲間づくりを支援します。

基本目標7.一人ひとりの特性に配慮するまち

【現状と課題】

すべての子どもは、一人ひとりが個性をもち、尊重されるべき存在です。

その中でも、障害のある子やひとり親家庭に育つ子どもたちについては、十分な配慮が必要です。

平成20年度に実施した、子育て支援に関する意向調査における障害児の保護者に対するグループヒアリングでは、小学校入学後の子どもの療育や保護者の交流の場に対する意見が出されました。また、幼稚園や小学校の受け入れ体制について、障害のある子どもとない子どもの交流の促進についても、多くの希望が出されました。区では障害のある子どもたちが健やかに成長していくために、早期からの療育や就学上の配慮、学校卒業後の進路などについて、子どもや保護者を支えていきます。また、乳幼児健診などを通じて、障害の早期の発見や保護者の相談支援も充実していきます。

平成 17 年の国勢調査によれば、区内には母子家庭が 2,963 世帯、父子家庭が 384 世帯あります。そのうち 6 歳未満の子どもがいる世帯は母子家庭 597 世帯、父子家庭 41 世帯です。平成 12 年の調査と比べると、母子家庭父子家庭ともに増加傾向にあります。平成 20 年度に実施した、ひとり親家庭の保護者のグループヒアリングでは、精神的、経済的な困難についての意見が出され、一人ひとりの実情に沿った細やかな取り組みが求められています。区ではひとり親家庭等がそれぞれ抱える問題の解決のために、それぞれの家庭に対して総合的な支援を実施します。

(1)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭がかかえる経済的、心理的などの子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。

(2)特性にあわせた支援が必要な子どもへの支援

障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、障害をもつ子どもたちの社会参加の拡充や自立支援と、障害のある子どもの保護者への支援の充実に取り組みます。

【新規事業】

母子生活支援施設の建替え

老朽化の進む施設の建替えに伴い、母子世帯の安定した生活状況を確立するためのサービス向上、自立促進を図ります。

障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減

地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。

第3章 主な事業

1 子育てを支えるまち

(1)仕事と子育ての両立支援

待機児の解消

<具体的な取り組み方針>		
認可保育所のほか認証保育所、	家庭福祉員など多様な保育資源を積極的に活用し、	特に待機児
の多い地域、年齢の受入れ枠を拡	ス大し、待機児の解消を図ります。	

事業名	事業内容	所管
認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安	育成課
	心して就労と子育てを両立していくために、日中保育	子育て支援課
	ができない保護者に代わり、保育を行っていきます。	保育管理課
	《目標量》	
	21年度 8,167 667 2,583 1,604 3,313	
	<u>26年度</u> <u>8,514</u> <u>690</u> <u>2,808</u> <u>1,644</u> <u>3,372</u> 増減 <u>347</u> <u>23</u> <u>225</u> <u>40</u> <u>59</u>	
 認証保育所	大都市特有の保育需要に対応するため、東京都独自の	 育成課
	制度です。定員が 20~120 名で駅前設置を基本とす	子育て支援課
	る A 型と定員が 6 ~ 2 9 名で 0 歳~ 2 歳児までを保育	
	する B 型があります。 すべての保育所に 13 時間以上	
	の開所を義務付けています。施設基準等は、認可保育	
	所に準じた基準になっています。保育料は、施設ごと	
	に設定しています。	
	《目標量》	
	定員 内 訳	
	26年度 384 82 224 34 44 増減 131 31 80 9 11	
家庭福祉員	子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が家	子育て支援課
	庭福祉員として認定した方が、自身の家庭で 2 歳未満	
	の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境	
	│で保育を実施します。なお、家庭福祉員の認定及び施│ │設については、一定の基準が設けられています。	
	<u>21年度</u>	
	増減 6 2 4 2	
認定こども園の設置	就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず	育成課
(新)	受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する事業で	子育て支援課
	す。	

多様な保育サービスの提供

< 具体的な取り組み方針 >

保護者の就労形態の多様化などによる多様な保育需要に対応するために、認可保育所や私立幼稚園などで様々な保育サービスを展開します。従来実施していた病後児保育事業に加え、新たに病気の回復期にいたらない児童を保育する病児保育事業を実施します。

例式の凹段期にいたりない完里を休月りる例に休月事業を美施しまり。										
事業名	事業内容	所管								
延長保育事業	保育所で通常の保育時間を超えて子どもを保育す	子育て支援課								
	る事業です。	保育管理課								
	《目標量》									
	内 訳(箇所数)									
	1時間 2時間 3時間 21年度 62 16 1									
	<u>21年度 62 16 1</u> 26年度 67 18 2									
	増減 5 2 1									
病児保育事業(新)	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、か	育成課								
	つ、当面の症状の急変が認められない場合に、当該	子育て支援課								
	 児童を一時的に保育する専用スペースを診療所等									
	 に付設して保育を行う事業です。									
	《目標量》									
	定員 箇所数									
	21年度 0 0									
	26年度 8 2 増減 8 2									
 病後児保育事業	(施設型)保育所に在籍中等の子どもが、「病気回復	育成課								
(施設型)	期」であることにより、集団保育が困難な期間、保	子育て支援課								
	│ 育所などで一時的にその子どもの保育を行う事業	 保育管理課								
	です。									
	《目標量》									
	施設型									
	定員 箇所数									
	21年度 8 2 2 26年度 28 7									
	<u>26年度</u>									
 病後児保育事業	(訪問型)保育所に在籍中等の子どもが、「病気回	子育て支援課								
(訪問型)	復期」であることにより、集団保育が困難な期間、	コロマス2枚1水								
	家庭等に保育士等が訪問して子どもの保育を行う									
	事業です。									
	子木 こ / 0									
	《目標量》									
	│									
	年間延べ訪問回数(回)									
	<u>21年度</u> 0 26年度 800									
	<u> 20年度 800</u> 増減 800									

休日保育事業	日曜・祝祭日や年末年始に保護者が仕事などのため	育成課
	保育ができない場合に子どもの保育を行う事業で	子育て支援課
	す。	保育管理課
	《目標量》	
	<u>定員 箇所数</u> 21年度 20 2	
	<u>21年度</u> <u>20</u> <u>2</u> 26年度 80 8	
	増減	
私立幼稚園 2 歳児受け入	私立幼稚園において、2歳児からの受入れを行い、	育成課
れの実施	幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期	
	取得や幼児の心身の健全な発達を促します。	
私立幼稚園での預かり保	私立幼稚園で通常の保育時間以降や夏休みなどに	育成課
育事業	子どもを預かる事業です。	
特定保育事業	保護者の就労形態等に合わせ、週 1 ~ 2 日程度、ま	
	たは午前のみ、午後のみなど、必要に応じて子ども	
	の保育を行う事業です。ただし、今計画では、通常	
	保育及び一時保育の中で実施していきます。	
夜間保育所の設置(新)	保護者の就労形態が多様化する中、夜間においても	育成課
	保育を行う事業です。	子育て支援課
	《目標量》	
	定員 箇所数	
	21年度 0 0 0 26年度 30 1	
	増減 30 1	
(仮称)子育て送迎ステ	待機児の地域格差を解消するために、駅周辺等に(仮	育成課
ーションの設置(新)	称)子育て送迎ステーションを整備し、待機児の多	子育て支援課
	い地域から少ない地域の保育園への送迎を行う事	
	業です。	

学童保育クラブ事業

< 具体的な取り組み方針 >

放課後、保護者が働いていたり、病気などで面倒をみられない小学校低学年の子どもを保育します。真に必要な地域について、増設を行い、事業の充実に努めます。

事業名	事業内容	所管
学童保育クラブ事業	放課後帰宅しても保護者の就労または疾病等の 由で適切な監護を受けられない小学校低学年の 童(障害がある児童は 6 年生まで)に生活の場を え、指導、健全育成を図る事業です。小学校へ等 保育クラブを設置し、わくわくチャレンジ広場(課後子ども事業)との連携などの取り組みを行っ いきます。 《目標量》)児 子育て支援課 E与 学童 (放
	入会児童数箇所数21年度3,6576626年度4,12176増減46410	

(2)在宅の子育て家庭への支援

在宅の子育て家庭に対する保育サービスの提供

< 具体的な取り組み方針 >

出産や通院等で子どもを保育することが困難になった場合や保護者がリフレッシュや自身の活動を行う場合にも利用できる在宅の子育で家庭も視野に入れた保育サービスの充実を図ります。

劉を打り物口にも利用しる	る仕七の丁月(豕姓七悦野に八九に休月リーに入の九	夫で凶りより。
事業名	事業内容	所管
一時保育事業 (施設型)	(施設型)保護者が仕事の都合や通院のほか、自身の	育成課
	活動やリフレッシュなどの場合に、保育所などで一	子育て支援課
	時的に子どもを保育する事業です。	保育管理課
	《目標量》	
	施設型	
	定員 箇所数 日数 21年度 94 10 25,500	
	26年度 184 19 48,000	
	増減 90 9 22,500	
一時保育事業 (訪問型)	(訪問型)保護者の疾病・入院等により、緊急・一	子育て支援課
	時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問	
	して子どもの保育を行う事業です。	
	《目標量》	
	訪問型 年間延べ訪問回数(回)	
	21年度 0	
	26年度 800	
	増減 800	

ファミリーサポートセン ター事業	区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人(ファミリー会員)と支援することができる人(サポート会員)を結ぶ会員制の育児支援事業です。 《目標量》 箇所数 会員数(サポート会員のみ) 21年度 1 295 26年度 1 315 増減 0 20	育成課
ショートステイ事業	親の病気・出産・出張などの理由で育児が困難なとき、子どもを泊りがけで短期間保育する事業です。 《目標量》 定員 箇所数 21年度 5 1 26年度 5 1 増減 0 0	子ども家庭 支援センター
トワイライトステイ事業	残業等で親の帰宅が遅い場合、夜間子どもを預かり、夕食の提供など生活の援助を行います。 《目標量》 定員 箇所数 21年度 20 1 26年度 20 1 増減 0 0	子ども家庭 支援センター
育児支援訪問事業	特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや助産師、保育士等が家庭を訪問し、家事や子どもの保育を行う事業です。 《目標量》 年間延べ訪問回数(回) 21年度 151 26年度 830 増減 679	子育て支援課
子育てひろばの実施	子育で中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育でひろばを設置して親の孤立化を防止します。 《目標量》 (1年度 19 26年度 28 増減 9	子育て支援課

(3)保育サービスの質の確保

< 具体的な取り組み方針 >

良質な保育サービスを提供し続けるために、第三者評価制度の活用等により、質の維持向上に 努めます。

事業名	事業内容	所管
第三者サービス評価の実	区立の保育施設において、第三者評価機関による専	福祉管理課
施	門的かつ客観的な立場からの評価を行い、保育サー	
	ビスの質の向上を図ります。また、認証保育所が第	
	三者評価を受ける際の助成を行い、サービスの向上	
	を促進していきます。	

2 子どもが健康に育つまち

(1)母子の健康の推進

< 具体的な取り組み方針 >

妊娠中から母と子の健康が保たれるよう健康診査や訪問指導を行い、育児不安を早期に発見し対応するとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。また、子育て中の母親の健康診査を行うことで、健やかな子育てを支援するとともに、子どもたちが健全な食生活を実践するための家庭・学校・地域などにおいて食について学ぶ機会を提供し、食に対する理解を深めていきます。

事業名	事業内容	所管
安全・安心な妊娠・出産を	妊婦健康診査 14 回分等を助成することにより、妊	保健サービス課
迎えるための環境づくり	娠中の健康管理を充実させます。	保健センター
(新)	また、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的	
	な負担を軽減します。	
こんにちは赤ちゃん訪問	出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月に	保健サービス課
事業(新)	なるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、	保健センター
	体重を測りながら育児上の心配事や産後の体調の	
	ことなどの相談にのり、育児不安の解消を図りま	
	す。また、生後2ヶ月等の時にお母さん同士が交流	
	する場を提供するなど、多様なアプローチにより保	
	護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。	
育児支援に重点をおいた	乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やか	保健サービス課
乳幼児健診	な子育てを支援します。また、母親の心の健康を重	保健センター
	視した問診票の活用により、親の健康づくりを支援	
	します。	
親と子の心の健康づくり	子どもの発達の遅れや子どもとの関わり方が不安	保健サービス課
	な親に対して、親子でのグループ遊びや専門家を交	保健センター
	えたグループワークなど個々の事情に応じた有効	
	な方法を活用し、親子の成長を支援します。	
乳幼児の事故予防対策	家庭における乳幼児の不慮の事故を防ぐために、乳	保健サービス課
	幼児健診時や児童館・育児グループへの出張教育の	保健センター
	際にリーフレット等を利用した事故予防教育を実	
	施します。	
乳幼児の急病時応急対策	子どもの急病時に、的確な対応・判断ができるよう	保健サービス課
	に、緊急時の応急手当などを記載した育児支援ガイ	保健センター
	ドブックを配布するほか、乳幼児健診・育児学級・	
	育児グループの際に急病時の対応を指導します。	
はしかの予防対策	はしかが流行しないように予防接種率 100%を目	保健サービス課
	指し、接種状況の把握や未接種者への勧奨を行いま	保健センター
	す。	

結核の予防接種
的な判断で 6 ヶ月までに接種できなかった乳幼児に対しては、保健所・保健センターでの接種を行います。 アレルギー相談の実施 乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談 保健サービス説
に対しては、保健所・保健センターでの接種を行います。 アレルギー相談の実施 乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談 保健サービス説
ます。アレルギー相談の実施乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談保健サービス認
アレルギー相談の実施 乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談 保健サービス説
窓口を設置し、随時相談に応じます。必要に応じて│保健センター
栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者等と連携
して相談体制の充実を図ります。
アレルギー性疾患に関す アレルギー情報の提供、アレルギー性疾患の症状へ 保健サービス誌
る知識の普及啓発 のケアや予防など、リーフレットの作成や講演会等 保健センター
によりアレルギー性疾患に関する正しい知識を普
及します。
栄養教育の実施 子どもの健やかな成長や発達のために、母親学級、 健康推進課
乳幼児健診、児童館、育児グループ等における栄養 保健センター
指導やリーフレットの配布により望ましい食生活 学務課
についての栄養教育を実施します。また、区立小学
校 4 年生及び中学校 1 年生の児童・生徒と前年度
の受診者で医学的管理や経過観察が必要と判断さ
れた者のうち希望者に小児生活習慣病予防健診を
実施します。保護者向けリーフレットの配布や所見
のある児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習
慣病予防指導講習会を実施するなど健康的な生活
習慣を身につけられるように指導します。
親と子の食育推進事業 保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組 健康推進課
(新) みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事 保健センター
バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通
して、園における食育の推進を支援します。
すくすく歯育て支援事業 子どものむし歯が急増する2歳期に母子双方の歯 健康推進課
(新) 科健診と予防処置を行うことにより、かかりつけ歯
科医の定着を促し、子どものむし歯を予防します。
また、歯育てに関する知識の普及啓発のために健康
教育を実施します。
母親健康診査(新) 子育で中の母親に対し健康診査を行うことにより、 健康推進課
母親の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、
正しい健康習慣を確立し生活習慣病を未然に防止
することで、健やかな子育てを支援します。
子ども医療費助成の実施 中学校3年生までの児童に対し、食事療養費自己負 子育て支援課
子ども医療費助成の実施 中学校 3 年生までの児童に対し、食事療養費自己負 子育て支援課 担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分

(2)児童虐待の防止

< 具体的な取り組み方針 >

子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組みます。さま ざまな事業を通じて児童虐待の防止を推進するとともに、育児不安や孤立感などに悩む親に対し て働きかけを行い児童虐待を予防します。

事業名	事業内容	所管
虐待防止早期支援事業	子ども家庭支援センターと保健所・保健センター	子ども家庭
	が連携して虐待予防、早期発見を行います。産後	支援センター
	うつの早期発見と支援を行い、必要な場合は精神	保健サービス課
	科医等による相談につなげます。また、保健師が	保健センター
	健診未受診者の状況を把握して、育児不安や孤立	
	感に悩む親に対する支援を推進します。	
グループワークの実施	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛	子ども家庭
	し方がわからない」などの悩みを持つ親に対して	支援センター
	グループで話し合う機会を設定し、親の支援を通	
	して児童虐待を予防します。	
育児支援訪問事業(再掲)	特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対	子ども家庭
	して、ヘルパーや助産師、保育士等が家庭を訪問し、	支援センター
	家事や子どもの保育を行う事業です。	
要保護児童対策地域協議	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事	子ども家庭
会	例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に	支援センター
	行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。	
虐待相談の実施	虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関	子ども家庭
	と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族	支援センター
	への援助を実施します。	
ショートステイ事業の実	親の養育機能が低下している場合に、施設で子ども	子ども家庭
施(再掲) 	を一時的に預かり、子どもを虐待から保護していき	支援センター
	ます。	
見守りサポート	児童養護施設等での措置終了後に家庭復帰となり、	子ども家庭
	再び家族で過ごす親子に対して、地域での見守りを	支援センター
7 1 4 1 10 1 4 4 7 4 7	行います。	7 K+ + +
子どもと親に対する支援	虐待を受けた子どもの心理療法、親に対するカウン	
の実施	セリング等を実施し、安定した生活を送れるように	支援センター
和田老县为防止事类(於)	支援するとともに、虐待の再発を防止します。	↓ ↓欠 ↓ 仕∴仕÷田
配偶者暴力防止事業(新) 	配偶者暴力(DV)は、暴力を受ける配偶者だけで	人権推進課
	なく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とそのスピキたちが健康で完全に生	
	します。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生	
	活することができるようにDV相談を実施します。	
	また、DVの早期発見に向けた啓発パンフレットの 作成・配布を行います。	
	IFMX THUTHでTJVであり。	

(仮称)子ども総合セン ターの整備	すべての子どもと家庭に対して妊娠・出産期から学 齢期・思春期に至るまでの一貫したきめ細やかなサ ービスを行う拠点として(仮称)子ども総合センタ	育成課
	ーを整備します。特に、児童虐待防止に総合的に取り組む体制を強化します。	

3 子どもの成長をみんなで支えるまち

(1)企業の取り組みの支援

< 具体的な取り組み方針 >

区内企業に対し子育てに対する取り組みの啓発を行うとともに、職場環境の整備を促進します。

事業名	事業内容	所管
企業向けセミナーの実施	区内の企業向けにセミナーを実施し、ワークライフ	育成課
	バランスの推進や育児休業制度の定着を図る。ま	
	た、事業者が次世代育成支援対策推進法に基づく行	
	動計画を策定すること等について企業の理解を促	
	進します。	
中小企業のための仕事と	東京都が実施する「東京都中小企業両立支援推進助	人権推進課
生活の調和応援事業(新)	成金」に対する上乗せ助成を行うことで、企業に対	
	するワークライフバランスの意識啓発や次世代育	
	成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促進し	
	ます。	

(2)地域の社会資源の活用

< 具体的な取り組み方針 >

地域で活動する方々や様々な団体の子育て支援活動を支援するとともに、地域にある子育て支援に関する資源の活用に努めます。

事業名	事業内容	所管
子育て支援活動の拠点整	子育て支援に関する活動団体に活動場所を提供す	育成課
備	るとともに、活動のノウハウや、活動団体同士の情	
	報交換を行うネットワークの拠点を(仮称)子ども	
	総合センター、子ども家庭支援センター、基幹型児	
	童館に整備します。	
児童館での保育ボランテ	児童館の子育て講座等において、地域の子育て経験	育成課
ィア等の活用(新)	の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育	
	を手伝ってもらったり、児童館の製作事業等におい	
	て地域の方々が持っている様々な子育て支援のノ	
	ウハウを活用します。	

(3)地域の人材育成

< 具体的な取り組み方針 >

子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たに子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。

事業名	事業内容	所管
かつしか区民大学(新)	地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図	生涯学習課
	るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを	
	育成・支援する講座を実施します。	

4 子どもの安全・安心が保たれるまち

(1)子どもの安全を守る

< 具体的な取り組み方針 >

公園においては、死角をつくらない植栽や施設の配置、明るさの確保など、安全性の検討をするとともに、自主管理団体等と連携し、事故や犯罪から子どもたちを守る取り組みを行います。 また、地域住民が主体となった自主的に公園を含めたまちの安全を点検したり、危険箇所の改善策を検討する活動を支援します。

事業名	事業内容	所管
安心・安全な公園づくり	植栽や建築物および照明施設の配置に配慮した、犯	公園課
	罪抑止効果の高い見通しが良好で安心・安全な公園	
	づくりを行います。	
公園の安全点検	日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警	公園課
	察・地域町会・学校等との連携を図り、事故や犯罪	
	から未然に子どもたちを守る取り組みを行います。	
子どもを犯罪から守るま	子どもへのアンケートから犯罪危険の実態を明ら	生涯学習課
ちづくり活動支援	かにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活	
	動を通した危険箇所の改善や子どもを守る活動が	
	区内に広がるよう支援します。	

(2)親と子どもが外出しやすい施設環境の整備

<具体的な取り組み方針>

乳幼児を持つ親を含めて、全ての親が安全・安心に移動できるように、交通バリアフリー法に 基づいて基本構想を策定し、駅や駅周辺のバリアフリー化を一体的に進めます。また、歩行者の 安全や遊びなど潤いの場となる公園の整備などを総合的に進めます

事業名	事業内容	所管
あんしん歩行エリア整備	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立	道路補修課
事業	石・堀切・四つ木の約284haの地区において、	
	車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置	
	自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフ	
	リー化への対応などの地域住民が抱える交通安全	
	に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交	
	通安全施設の整備等を重点的に実施します。	
「だれでもトイレ」の設	公園を整備する際には、ベビーキープ (乳幼児専用	公園課
置	いす)等を常設した「だれでもトイレ」を設置しま	
	す。	
(仮称)子育て支援ガイ	妊娠から出産、子どもが中高生までの子育て支援サ	育成課
ドブックの作成(新)	ービスに関する情報をまとめた、ガイドブック(冊	
	子)を作成します。	
步道勾配改善事業(新)	妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行	道路補修課
	できるよう、歩道の勾配を緩やかに改善します。	

「おむつ替え」や「授乳	小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しむ	育成課
スペース」の設置(新)	ため、おむつ替えや授乳などができるスペースを設	
	置します。	

(3)まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画の推進

< 具体的な取り組み方針 >

子どもや子育て中の親、地域住民などの意見を取り入れながら、まちづくりや児童館の行事を 進めていきます。

進めているよう。		
事業名	事業内容	所管
子どもと子育て中の親の	児童館の行事や企画に子どもや地域の人たちの意	育成課
意見を取り入れた児童館	見を取り入れ、利用者の視点に立った児童館づくり	
づくり	を進めます。	
あんしん歩行エリア整備	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立	道路補修課
事業(再掲)	石・堀切・四つ木の約284haの地区において、	
	車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置	
	自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフ	
	リー化への対応などの地域住民が抱える交通安全	
	に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交	
	通安全施設の整備等を重点的に実施します。	

5 子どもの心身が健やかに成長するまち

(1)確かな学力の定着

< 具体的な取り組み方針 >

義務教育終了までにすべての子どもが生涯にわたり学習する基礎が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を高めていくための取り組みを行っていきます。

事業名	事業内容	所管
わかる授業の推進	学習支援講師を増員し、少人数指導や習熟度別授業	指導室
	を充実するとともに、学習の習熟が十分でない児	
	童・生徒に授業中の学習補助として、学習サポータ	
	ーの配置や保護者、学生ボランティアなどの授業へ	
	の協力を進めます。	
授業時数と学習機会の確	小中学校の夏季休業日の 1 週間の短縮は引き続き	指導室
保	行い、1 週あたりの授業コマ数の増加や土曜日の活	
	用、放課後、家庭学習により、学習機会を確保して	
	いきます。	
総合的な学習の時間の充	体験的な学習を中心に授業内容を充実させていき	指導室
実	ます。教科では学べないような横断的な学習を実施	
	していきます。	
情報教育の充実	情報機器を活用した授業の充実や児童・生徒の情報	指導室
	活用能力の向上、情報モラル教育を積極的に推進し	
	ていきます。	
読書活動・学校図書館の	司書教諭や学校図書館支援指導員との十分な連携	指導室
充実	のもと、学校図書館ボランティアが運営に参加でき	
	る仕組みづくりを進めるとともに、公立図書館の資	
	料を利用しやすくするため、学校図書館にインター	
	ネットに接続できる蔵書検索用のコンピュータの	
	設置を検討していきます。	

(2)豊かな心の育成

< 具体的な取り組み方針 >

近年、若者による不条理な事件が多発しており、その背景として、精神的に未熟で、人間関係が不得手で、社会や人とのつながりを築けない孤独な若者像が指摘されており、「心の教育」が必要とされています。子どもたちがこれからの社会を生き抜くために、学校・家庭・地域社会が責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心などを育み、豊かな人間性を持った社会人を育成することを目指します。

事業名	事業内容	所管
家庭教育の充実	子育てや家庭教育に関する自主的な学習を推進す	地域教育課
	るために「子育て・家庭教育応援制度」を設け、専	
	門の講師を派遣していきます。また、子どもの生活	
	習慣を確立する取り組みとして、「早寝・早起き、	
	朝ごはん食べよう」カレンダーの配付をはじめ、「早	
	寝・早起き、朝ごはんコンサート」を開催していき	
	ます。また、「家庭教育のすすめ」を作成し、PT	
	A研修会や保護者会等で周知していきます。	
いじめ・不登校への対応	いじめや不登校の予防対策や発生後の対策として	指導室
	全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、き	
	め細かく、粘り強く組織的に対応していきます。	
セーフティ教室の実施	警察署を中心に関係機関と連携しながら、児童・生	指導室
	徒の健全育成の活性化及び充実を図るためのセー	
	フティ教室を実施し、学校・家庭・地域で子どもの	
	非行・犯罪被害防止を図っていきます。	
健全育成、生活指導の充	学校支援指導員を臨機応変に配置し、問題行動への	指導室
実	早期対応、早期解決を図っていきます。	
部活動の充実	地域の専門指導者を部活動の顧問や技術指導者と	地域教育課
	する取り組みを推進し、更なる部活動の充実を図っ	
	ていきます。	

(3)健やかな体の成長

<具体的な取り組み方針>

幼児期や小学校低学年の早い段階から、家庭や地域とも十分に連携して、家族ぐるみ、地域ぐるみで、子どもたちの「健やかな体」を育んでいきます。

事業名	事業内容	所管
体力の向上(新)	児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを	指導室
	目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとと	
	もに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向け	
	た特色ある取り組みを推進していきます。	

食育の推進(新) 子ども食育クッキング等の実施(新) 総合型地域スポーツクラブ事業	各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図っていきます。 児童期から料理づくりの楽しさを体験し、食への関心を育む「子ども(親子)食育クッキング」の事業を区内各所で開催します。 子どもから高齢者まで、身近な地域で気軽にスポーツを親しめるため、地域住民が主体となって実施する総合型地域スポーツクラブの設立・充実を支援し	指導室 学務課 生涯学習課 生涯スポーツ課
フ事業 アレルギー疾患をもつ児 童・生徒への対応(新)	る総合型地域スポーツクラブの設立・充実を支援していきます。 アレルギー疾患をもつ個々の児童・生徒について、 学校における各種の取り組みを医学的根拠に基づ	学務課
	き、安全・確実で効率的な方法で実施していきます。	

(4)良好な教育環境の整備

< 具体的な取り組み方針 >

一人ひとりの子どもが、良好な教育環境のもとで学べるよう、あらゆる教育資源を有効に活用 し、地域ぐるみ、社会総がかりで教育環境を整備していきます。

事業名	事業内容	所管
特色ある学校づくりの推	他校にはない独自性を打ち出していくため、教育活	指導室
進	動を重点化して、予算を重点的に配分するなど、「特	
	色ある学校づくり」に取り組みます	
教職員の資質・能力の向	すべての教員がその職としての特性や個々のライフ	指導室
上	ステージに合わせて資質・能力が向上できるように、	
	さまざまな研修や研究活動を充実させていきます。	
学校評価制度の推進	学校の教育活動について、保護者や地域社会に情報	指導室
	を発信し、開かれた学校づくりを一層進めるととも	
	に、適正な評価を受けていきます。	
学校地域応援団の推進	各学校に「学校地域応援団」を設置し、地域コーデ	地域教育課
(新)	ィネーターを中心に地域の人や団体の協力を調整	
	し、学習支援や環境整備などについて学校の求めに	
	応じた支援活動を展開していきます。	

6 親と子どもがともに学び育つまち

(1)親が子育てを学ぶ機会の提供

< 具体的な取り組み方針 >

子育て中の親が親として成長していくことを支援するために、子どもの出産から子どもの自立 に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢に合わせた多様な学習の機会を提供します。また、父親の育児知識・能力を高め、両親が協力して育児を行うことにより、母親の育児不安を解消し、子育てを楽しむ環境を整備します。

事業名	事業内容	所管
母親学級・ファミリー学	父として母としての心構えや両親が助け合って育	保健サービス課
級・休日パパママ学級	児ができるように妊娠中の生活・出産の話、お風呂	保健センター
	の入れ方を実習します。平日に参加できない夫婦の	
	ために、休日を利用して休日パパママ学級を実施	
	し、先輩パパママの子育て体験談を聞く場を提供し	
	ます。	
ブックスタート事業	乳幼児健診時に絵本の入ったブックスタートパッ	中央図書館
	クを渡して絵本読みを行います。一緒に絵本を読む	
	ことの楽しさや絵本を介して子どもとふれあうこ	
	との喜びを伝えます。	
親の学びのプログラム	子どもの年齢や発達段階に合わせた多様な学習プ	育成課
	ログラムを提供することにより、親の育児不安を軽	地域教育課
	減し、孤立感を解消します。また、そこで知り合っ	保育管理課
	た保護者同士が交流・学習を続けていくための支援	子ども家庭
	をします。	支援センター
		保健サービス課
		保健センター
		健康推進課

(2)相談や出会いの場の提供

<具体的な取り組み方針>

身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を提供し、 子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。

事業名	事業内容	所管
育児グループの育成・支	同じ月齢の子を持つ母親のグループのほか多胎児	保健サービス課
援	のグループなど多様な育児グループに対して、健康	保健センター
	情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解	
	決方法を学ぶとともに子育て中の親同士の仲間づ	
	くりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。	
子育てひろばの実施(再	子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠	子育て支援課
掲)	点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防	
	止します。	

子ども家庭支援センター	18 歳までの子どもや子育て・家庭に関する総合的	子ども家庭
	な相談を受けるとともに、深刻な問題に対しては、	支援センター
	児童相談所や保健所・保健センター等関係機関と連	
	携しながら継続的に支援します。	
悩みごと相談の実施	夫婦や子ども、家庭のことなど母親をはじめとした	人権推進課
	女性が抱える悩みなどの相談に対応します。	
児童館における乳幼児や	乳幼児と保護者が気軽に児童館を利用し、「のびの	育成課
保護者への育児支援の充	び広場」、「子育て講座」、「親同士の交流」、「子育て	
実(新)	相談」の各事業を通して子育て中の保護者が安心し	
	て子育てできる環境を支援していきます。	

(3)次の親世代の育成

< 具体的な取り組み方針 >

子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進して子どもの豊かな心を育むとともに、命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。

事業名	事業内容	所管
乳幼児のふれあい体験の	保育園等において、小学生・中学生・高校生が小さ	育成課
推進	な子どもとふれあう場を提供することを促進して	子育て支援課
	いきます。	保育管理課

(4)年代や興味・関心に応じた様々な子どもの居場所づくり

< 具体的な取り組み方針 >

子どもの個性に合わせた多様な居場所づくりを地域とともに進めていきます。

2 .2		
事業名	事業内容	所管
乳幼児の利用に配慮した	次の視点から乳幼児の利用に配慮した遊び場づく	公園課
遊び場づくり	りを進めます。	
	公園には、幼児にも利用できる遊具を設けます。	
	また、幼児が安心して遊べるよう、幼児コーナーを	
	設けるよう努めます。	
	幼児コーナーには、幼児の利用頻度の高い砂場を	
	設けます。	
	砂場には柵を設け、犬猫のフン害による衛生面に	
	配慮します。	
わくわくチャレンジ広場	小学生の放課後等の「楽しい居場所」であるわくわ	地域教育課
(放課後子ども事業)	くチャレンジ広場(放課後子ども事業)では、自由	
	遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動など、内	
	容の充実を図り、子どもたちの社会性や創造性を育	
	んでいきます。また、学童保育クラブと連携し、放	
	課後子どもプランを推進していきます。	

地域の子ども会活動の充	地域の子ども会やジュニアリーダーの活動の充実	地域教育課
実	を図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する	
	取り組みを推進していきます。	
ま小年社会専業の実施	III V CIENCE TO CO. FO	从证 员33÷8
青少年対象事業の実施 	青少年が学び交流館等、区の施設を利用しながら仲間と立てもできまった。	生涯学習課
	間と交流を深め、活動できるよう各種事業を実施し	
	ます。	
図書館のヤングアダルト	中高生向けの資料の充実を図りながら、参加型の企	中央図書館
コーナーの充実	画やグループ学習のできるスペースの提供を行い、	
	ヤングアダルトコーナーの利用を促進します。	
中高生の地域参画の推進	青少年育成地区委員会や青少年委員会の協力を得	地域教育課
	ながら、中高生の地域行事への参画を推進していき	
	ます。	
ボランティアの奨励	中高生が他人から必要とされる喜びを体験するた	ボランティア
	め、ボランティア活動の場を設け、ボランティアの	センター
	奨励をしていきます。	
児童館でのあそびの広場	小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもた	育成課
(小学生)の拡充(新)	ちの健やかな育成を図るために、集団あそびや伝承	
	あそび、読み聞かせや工作などを指導員のもとで子	
	どもたちの声を取り入れながら安全に行います。	
児童館での中高生の居場	中高生が気軽に集い、簡単なゲーム等で憩える場	育成課
所づくりの充実(新)	や、バンドやダンスなどの自主的な活動の場を提供	
	することで、中高生の健全育成と仲間づくりを支援	
	します。	

7 一人ひとりの特性に配慮するまち

(1)ひとり親家庭への支援

< 具体的な取り組み方針 >

ひとり親家庭が抱える経済的、心理的な子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。 ひとり親が就労しやすい環境を整備し、生活や経済的な自立を支援します。また、さまざまな環 境の家庭を視野に入れた施策を検討します。

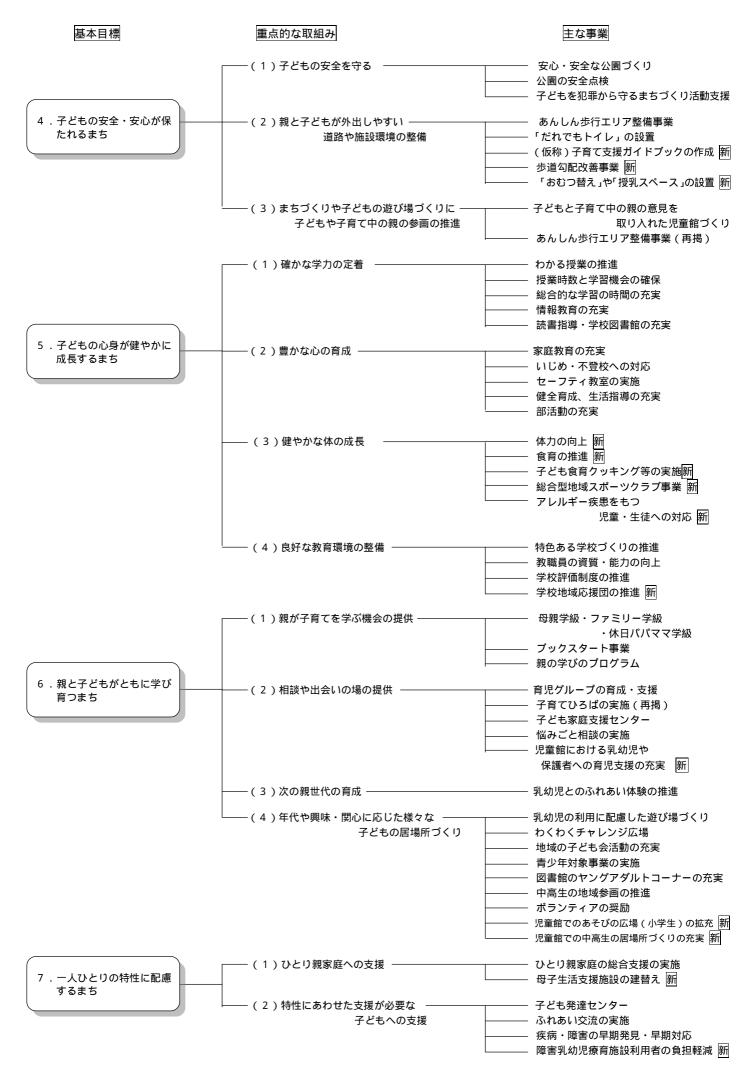
事業名	事業内容	所管
ひとり親家庭の総合支援	経済的な問題、就労、子どもの養育など様々な悩み	子育て支援課
の実施	相談に応じて助言・情報提供を行うほか、母子世帯	
	に対して「母子自立支援プログラム策定事業」を実	
	施し、就業・自立を支援します。	
母子生活支援施設の建替	老朽化の進む施設の建替えに伴い、母子世帯の安定	子育て支援課
え(新)	した生活状況を確立するためのサービス向上、自立	
	促進を図ります。	

(2)特性にあわせた支援が必要な子どもへの支援

< 具体的な取り組み方針 >

障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、特別な支援が必要な子どもの社会参加の拡充や自立支援と特別な支援が必要な子どもの保護者への支援を充実させていきます。

事業名	事業内容	所管
子ども発達センター	障害のある乳幼児とその家族が地域で生活し、保育	障害者施設課
	園や幼稚園に通いながら必要な訓練などの療育を	
	受けたり、個別相談を行うとともに、親同士の交流	
	を図る機会を提供します。また、保育所・幼稚園へ	
	の訪問指導を行うなど関係機関と連携していきま	
	す。	
ふれあい交流の実施	障害のある児童とない児童が互いに交流し、その保	育成課
	護者も障害について理解する場を提供します。	
疾病・障害の早期発見・	低体重で出生した乳児の入院中の医療費、精密検査	保健サービス課
早期対応	を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必	保健センター
	要な医療費などを助成することにより、子どもの健	
	康管理に係る経済的負担を軽減して早期の治療・療	
	育を図ります。	
障害乳幼児療育施設利用	地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立	障害福祉課
者の負担軽減(新)	を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の	障害者施設課
	経済的な負担を軽減します。	



1. 葛飾区の人口の推移

葛飾区の乳幼児人口の推移

毎年度4月1日現在

									J . H % IL
		0 ~ 5 j	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			内	訳		
年度	総人口	人口	総人口に 占める割 合(%)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
H11	429,215	22,916	5.34	3,725	3,958	3,927	3,712	3,943	3,651
12	428,432	22,597	5.27	3,619	3,734	3,848	3,896	3,607	3,893
13	429,725	22,433	5.22	3,814	3,679	3,728	3,785	3,850	3,577
14	431,384	22,395	5.19	3,670	3,855	3,647	3,657	3,768	3,798
15	433,470	22,297	5.14	3,633	3,749	3,846	3,635	3,674	3,760
16	435,454	22,204	5.10	3,704	3,725	3,724	3,799	3,607	3,645
17	437,523	22,125	5.06	3,551	3,760	3,706	3,698	3,806	3,604
18	439,942	22,090	5.02	3,535	3,666	3,744	3,671	3,701	3,773
19	441,265	21,659	4.91	3,502	3,526	3,617	3,672	3,666	3,676
20	443,398	21,498	4.85	3,678	3,566	3,454	3,560	3,630	3,610
21	445,108	21,498	4.83	3,665	3,721	3,557	3,437	3,513	3,605

注 人口には、外国人登録人口を含む

合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子どもの数)の推移 東京都福祉保健局「人口動態調査」

年度	葛飾区	東京都	全 国
H16	1.19	1.01	1.29
17	1.17	1.00	1.26
18	1.17	1.02	1.32
19	1.31	1.05	1.34
20	1.28	1.09	1.37

2 . 子育て関連施設の利用状況

年齡別施設等利用状況

平成 21 年度

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
乳幼児人口(A)		3,665	3,721	3,557	3,437	3,513	3,605	21,498
	公立(B)	244	660	825	881		1,904	4,514
初可但夯印	(B/A)	6.7%	17.7%	23.2%	25.6%		26.7%	21.0%
認可保育所	私立(C)	286	495	553	559		1,151	3,044
	(C/A)	7.8%	13.3%	15.5%	16.3%		16.2%	14.2%
幼稚園	公立(D)					91	99	190
	(D/A)					2.6%	2.7%	0.9%
	私立(E)			48	1,528	1,612	1,661	4,849
	(E/A)			1.3%	44.5%	45.9%	46.1%	22.6%
区外	(F)			1	136	150	156	443
私立幼稚園	(F/A)			0.03%	4.0%	4.3%	4.3%	2.1%
家庭福祉員	(G)	23	26	17				66
豕庭悃恤貝	(G/A)	0.6%	0.7%	0.5%				0.3%
初红伊玄红	(H)	30	72	62	34	18	24	240
認証保育所	(H / A)	0.8%	1.9%	1.7%	1.0%	0.5%	0.7%	1.1%
施設等	(1)	583	1,253	1,506	3,138	6,866		13,346
利用者数	(I / A)	15.9%	33.7%	42.3%	91.3%	96.5%		62.1%
推定	(1)	3,082	2,468	2,051	299		252	8,152
在宅乳幼児数	(J / A)	84.1%	66.3%	57.7%	8.7%		3.5%	37.9%

注 (A)(B)(C)(G)(H)は、平成21年4月1日現在の統計

注 (A)には、平成21年4月1日現在の外国人登録人口を含む

注 (D)(E)(F)は、平成21年5月1日現在の統計

保育需要率の年次推移

毎年度4月1日現在

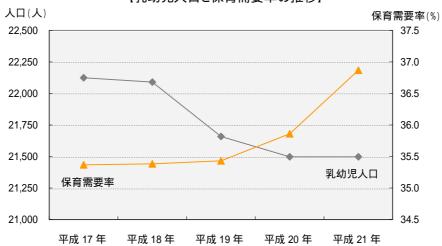
	乳幼児		保育施設利用児童数					保育
年 度	人口 (1)	認可 保育所	認証保育所	家庭 福祉員	保育室	待機児童数	計 (2)	無要率 (2)/(1)
H17	22,125	7,467	129	65	11	153	7,825	35.4%
18	22,090	7,447	146	64	7	152	7,816	35.4%
19	21,659	7,410	159	59		46	7,674	35.4%
20	21,498	7,433	167	61		48	7,709	35.9%
21	21,498	7,558	240	66		62	7,926	36.9%

注 乳幼児人口には、外国人登録人口を含む

注 【厚生労働省の定める待機児童の定義】

保育所入所申込書が区に提出され、かつ入所条件に該当し、現に保育所に入所していない児童 (家庭福祉員、認証保育所で保育を受けている児童、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し、保護者の私的理由で待機している児童を除く)を「待機児童」と呼ぶ

【乳幼児人口と保育需要率の推移】



認可保育所での多様な保育サービスの実施状況

平成 21 年 4月 1日現在

		産休明け	延長	休日	一時	緊急一時	病児· 病後児 保育	子育て ひろば	ふれあい 体験保育
実	ミ施園数	32	62	2	10	74	2	10	44
⇔ =□	公立	6	35	1	2	44	1	0	44
内訳	私立	26	27	1	8	30	1	10	

- 注 産休明け: 0歳児保育は6ヶ月を経過した翌日1日からの保育となりますが、産休明けの概ね産後8週目を経過した翌月1日から保育を行う制度です。
- 注 一時、緊急一時:家庭での保育が一時的に困難となったときに一時的に保育を行う制度です。一時保育は、 理由を問わずにご利用いただけますが、緊急一時保育は、保護者が病気や出産などのため入院する場合等 の要件があります。
- 注 病児・病後児:お子さんが病気の回復期等にあって、集団保育が困難な時期にお預かりする制度です。病 児保育は、病気治療中であっても、症状が安定していて入院治療の必要はないと医師が判断した場合に、 病後児保育は、病気の治療中であっても症状が軽度で回復期にあり、入院治療の必要はないが安静の確保 に配慮する必要があると医師が判断した場合に保育します。
- 注 子育てひろば:子育て中の親が集い、相談や仲間づくりができる拠点としての場所を提供する事業です。子育てに関する講座等も実施し、親の孤立化を防止していきます。
- 注 ふれあい体験保育:1 歳以上の幼児と保護者の方に、公立保育園の園児たちと楽しく遊んでいただきながら、子育てについての相談などに応じていきます。

学童保育クラブ事業入会状況の年度推移

毎年度4月1日現在

年度	施設数	入会者数	在籍児童数	入会率
H18	60	3,236	10,385	31.2%
19	62	3,357	10,370	32.4%
20	63	3,535	10,342	34.2%
21	66	3,657	10,347	35.3%

注 入会率は、区立小学校1・2・3年生の在籍児童数に対する入会者数の割合

児童館年間利用者数の推移

毎年度4月1日現在

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生
H18	178,554 人	312,806 人	32,025 人	7,505 人
19	173,923 人	262,250 人	33,052 人	6,153 人
20	176,517 人	244,466 人	35,009 人	5,909 人

区立公園·児童遊園数

平成 21 年 4 月 1 日現在

区分	公	園	条例設置公園	児童遊園	民間遊び場	
	都立	区立		70 ± 2E	201-122012	
施設数	1	138	3	171	9	
面積 (㎡)	862,142	773,537	54,249	99,320	13,623	

(単位 : m²)

	H16	17	18	19	20
公園総面積	1,645,131	1,657,012	1,752,843	1,779,686	1,789,249
1人当たり 公園面積	3.76	3.77	3.97	4.01	4.02

注 公園面積は、民間遊び場を除く(各年度末現在)

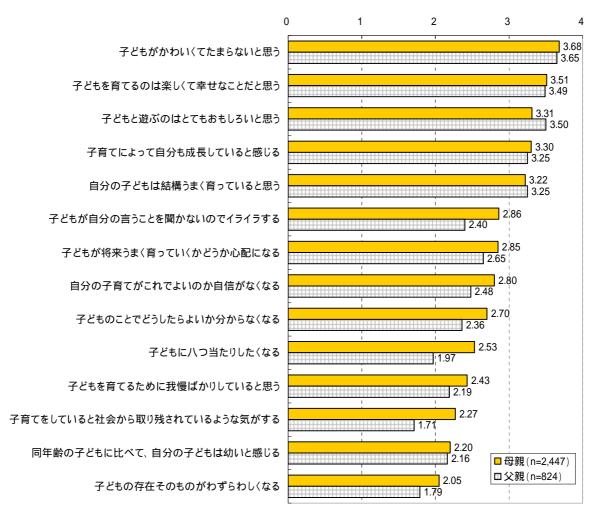
注 民間遊び場とは、地元の町会や団体が管理する場所のことをいう

3.子育てに関する保護者の意識

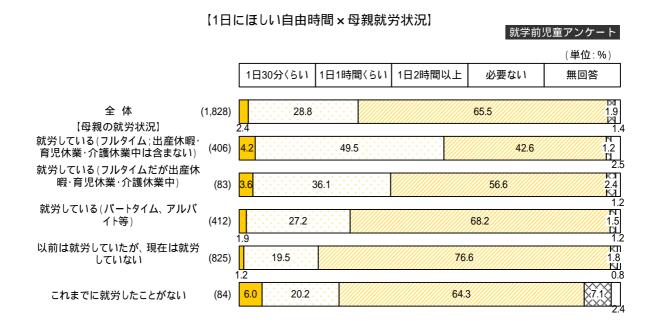
子育て意識について

(財)子ども未来財団「平成 18 年度 子育てに関する意識調査報告書」平成 19 年 2 月 それぞれの綱目に対しての回答を「よくある」=4、「ときどきある」=3、「あまりない」=2、「全然ない」=1 として平 均を算出し、母親の得点の高い順に掲載

【母親・父親の子育て意識】



自由時間について 葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月

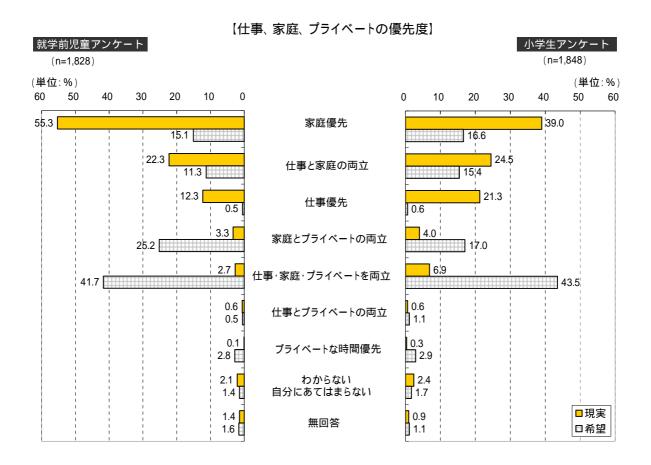


【リフレッシュや休養などのまとまった時間がほしい日×子どもの年齢】

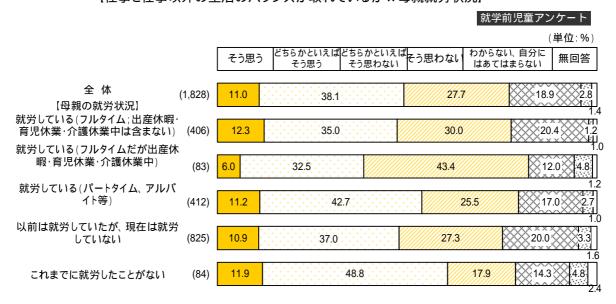
			就字前,	見重アンケート
				(単位:%)
		月に1日くらい 月に2日くらい 週に	こ1日〈らい 必要ない	無回答
全 体	(1,828)	13.1 27.7	54.4	1.9 D
				3.0
0 歳	(315)	11.1	54.0	1.0 ₽1
		,,*,*,*,*,*,*,*,*,*,*,*,*,*,*,*,*,*	V/////////////////////////////////////	3.8
1 歳	(306)	17.3	48.7	0.7 N
- 11-	(2.2.7)	100000000000000000000000000000000000000		3.9
2 歳	(285)	13.0 26.3	56.5	1.1 1.2
o +==	(240)	40.0	//////////////////////////////////////	3.2
3 歳	(319)	12.2 28.2	53.0	3.4
4 歳	(308)	13.0 26.3	57.1	3.1 1.6
4 /以	(300)	13.0	91.1	1.0 KI 1.9
5 歳	(283)	11.7 25.4	57.6	3.5
X _{El} O	(=55)	tatatatat a a		1.8

|仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理想と現実について

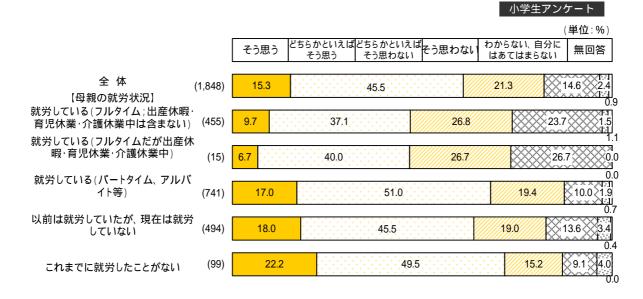
葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月



【仕事と仕事以外の生活のバランスが取れているか×母親就労状況】



【仕事と仕事以外の生活のバランスが取れているか×母親就労状況】

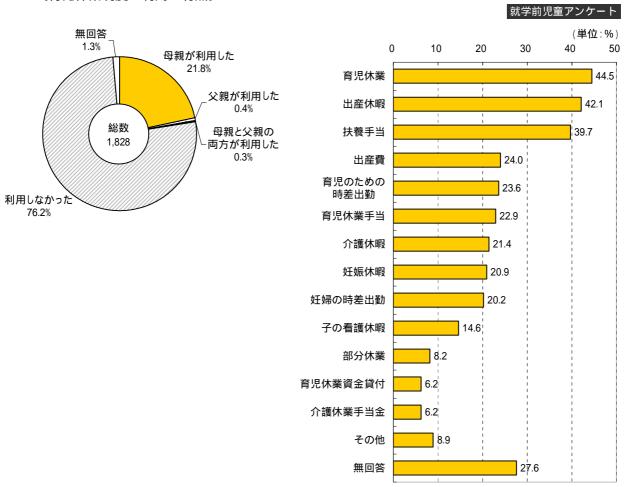


育児休業制度について

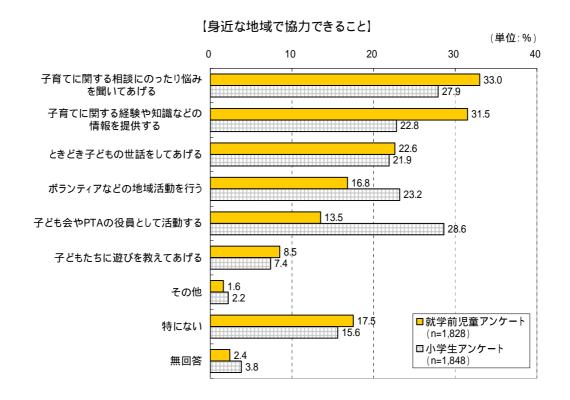
葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月

【育児休業制度の利用の有無】

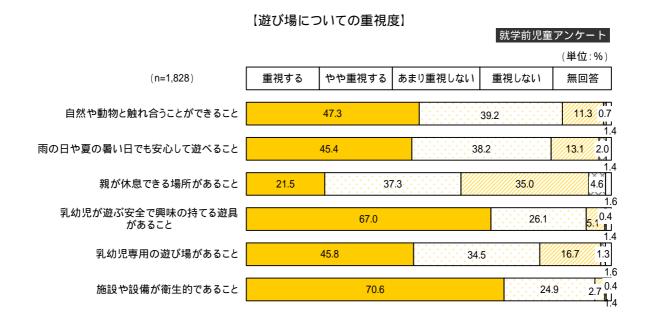
【勤務事業所に設けられている出産、育児、介護における支援】



地域での子育てについて 葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月



遊び場について 葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月



【子どものための環境についての重視度】

小学生アンケート (単位:%) (n=1,848)重視する やや重視する あまり重視しない 重視しない 無回答 子どもがのびのびと身体を使って遊べる 63.4 2.2 30.7 場がある 1/2 0.53.2 子どもが安全に遊べる場がある 78.8 15.7 1.9 0.43.1 子どもの冒険心や好奇心を満足させる 42.9 40.2 12.7 遊び場がある 0.93.3 社会のルールや決まりごとを学べる場が 52.5 37.2 6.4 ある 0.43.5 それぞれの家庭が子どものしつけや教育 62.0 30.7 に責任を持っている 0.<u>53.</u>3 子ども一人ひとりに行き届いた教育環境 45.5 43.3 7.6 が充実している 0.4 3.3 子どもを見守り育てる地域のつながりが 47.6 43.1 5.8 ある 0.3 3.2

4.ひとり親の状況

ひとり親世帯の年間収入(東京都) 東京都福祉保健局 平成19年度調査「東京の子どもと家庭」

(単位:%)

									,	丰 112、70)
		200万円未満	200万~400万円未満	400万~600万円未満	600万~800万円未満	800万~1 000万円未満	1 000万~1 500万円未満	1 500万円以上	無回答	
	4	総 数 (n=592)	35.0	31.9	15.5	6.1	2.7	2.7	1.0	5.1
	母子世帯(n=527)		38.9	32.6	13.5	5.3	2.3	1.5	0.6	5.3
		母子のみ世帯(n=402)	44.3	33.3	11.4	4.0	1.5	1.2	1	4.2
444		その他、無回答(n=125)	21.6	30.4	20.0	9.6	4.8	2.4	2.4	8.8
帯	父	子世帯(n=65)	3.1	26.2	32.3	12.3	6.2	12.3	4.6	3.1
世帯類型別		父子のみ世帯(n=38)	-	21.1	34.2	15.8	5.3	15.8	7.9	-
נימ		その他、無回答(n=27)	7.4	33.3	29.6	7.4	7.4	7.4	-	7.4
	参	平成9年調査(総数)	30.0	32.3	18.1	6.6	3.5	4.3	1.1	4.0
	考	平成 14 年調査(総数)	32.1	33.0	14.0	8.2	2.7	1.9	0.7	7.4
就子	小学生以下の子どもがいる 就 子 世帯(n=378)		39.7	31.2	13.8	5.3	2.6	1.3	0.8	5.3
子状況が	就 子 世帯(n=378) 学 ど 小学生以下の子どもがいな い世帯(n=211)		26.5	33.6	18.5	7.6	2.4	5.2	1.4	4.7
別	無回	回答(n=3)	33.3	-	33.3	-	33.3	-	-	-

ひとり親の就労状況(東京都) 東京都福祉保健局 平成19年度調査「東京の子どもと家庭」

(単位:%)

	就							韭	無		
	就業	無配面	正規の職員、従業員	会社・団体等の役員	パート アルバイト	労働者派遣事業所	契約社員 嘱託	その他	無回答	非就業	答答
総 数(n=592)	89.0	7.4	36.0	2.5	34.6	5.1	1.7	0.5	1.2	11.0	-
母子世帯(n=527)	87.9	5.3	33.0	1.7	38.9	5.1	1.9	0.6	1.3	12.1	-
父子世帯(n=65)	98.5	24.6	60.0	9.2	ı	4.6	1	-	-	1.5	-

5.児童虐待の状況

葛飾区子ども家庭支援センターにおける相談件数

平成 20 年度

	金町子ども家庭支 援センター	青戸子ども家庭支 援センター	計
児童虐待相談	51 件	103 件	154 件
養護相談	72 件	132 件	204 件
保健相談	2 件	3件	5 件
障害相談	11 件	11 件	22 件
非行相談	2件	3件	5 件
育成相談	111 件	129 件	240 件
その他	46 件	9件	55 件
計	295 件	390 件	685 件

注 養護相談・・・家庭に関する相談 育成相談・・・育児、しつけや不登校などに関する相談

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数 厚生労働省

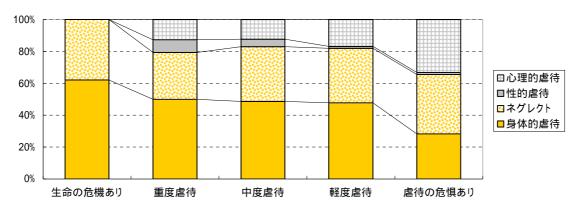
(単位:人)

年 度	全国
平成 16 年度	33,408
平成 17 年度	34,472
平成 18 年度	37,323
平成 19 年度	40,639
平成 20 年度(速報値)	42,662

児童虐待の実態

東京都福祉保健局「児童虐待の実態 - 輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク - 」平成 17 年 12 月

【虐待の重軽度別虐待の種類】



(単位:件)

	生命の危機 あり	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧 あり	計
身体的虐待	18	75	209	323	108	733
ネグレクト	11	44	148	231	142	576
性的虐待	0	12	20	8	5	45
心理的虐待	0	19	53	114	127	313
合 計	29	150	430	676	382	1,667

6.対象年代別・後期子育て支援計画の事業一覧(平成21年度)

対象年代	1.子育てを支えるまち	2 . 子どもが健康に育つまち	3 . 子どもの成長を みんなで支えるまち	4 . 子どもの安全・安心が 保たれるまち	5 . 子どもの心身が 健やかに成長するまち	6 . 親と子どもがともに 学び育つまち	7 . 一人ひとりの特性に 配慮するまち
誕生前		・安全・安心な妊娠・出産を迎える ための環境づくり				・母親学級・ファミリー学級・休 日パパママ学級	
小学校入学前 (0 ~ 5 歳)	・認可保育所 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・認定こども ・延長保育事業 ・病後児保育事業 ・病後児保育事業 ・病後児保育事業 ・私立幼稚園での設置 ・私立幼稚園での設置 ・特定保育所の設置 ・(仮称)子の設置 ・一時保育事業(施設型・訪問事業 ・夜間称)子の設置 ・一時保育事業(施設型・訪問事業 ・アラーナポー事業 ・トワイライトスティステーションの対策 ・ショートスティステーションの対策 ・ドワイライトスティステーキー・アリス受法が関 ・ドラー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ・育児支援に重点をおいた乳幼児健診 ・親と子の心事は原づ対策 ・親幼児の事所が急対 ・乳幼児の急病時が策 ・乳幼児の予防持種 ・はしかの予防接種 ・アレルド・相性疾患に関する知識 の学験をのの表情がである。 ・アレルはでのでは、 ・一世を変更のでは、 ・一世を変更のでは、 ・一世を変更のでは、 ・一世を変更ができます。 ・一世を変更ができます。 ・一世を変更をできます。 ・一世を変更をできます。 ・一世をできます。 ・一世をできます。 ・一世をできます。 ・一世をできます。 ・一世をできます。 ・一世をできます。 ・一世ををできます。 ・一世ををできます。 ・一世ををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・一世をををできます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・安心・安全な公園づくり ・公園の安全点検 ・子どもを犯罪から守るまちづく り活動支援 ・あんしん歩行エリア整備事業 ・「だれでもトイレ」の設置 ・(仮称)子育て支援ガイドブックの作成 ・歩道勾配改善事業 ・「おむつ替孟」や「授乳スペース」の設置 ・子どもと子育て中の親の意見を 取り入れた児童館づくり	・家庭教育の充実	・親の学びのプログラム ・ブックスタート事業 ・育児グループの育成・支援 ・子育てひるば気センター ・悩みごと相談の実施 ・児童館における乳幼児や保護者 への育児支援の充実 ・乳幼児の利用に配慮した遊び場 づくり	・ひとり親家庭の総合支援の実施 ・母子生活支援施設の建替え ・疾病・障害の早期発見・早期対応 ・子ども発達センター ・障害乳幼児療育施設利用者の負 担軽減 ・ふれあい交流の実施
小学校入学後 (6~12 歳)	・学童保育クラブ事業(小3まで) ・ファミリーサポートセンター事業 (小3まで) ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業		・かつしか区民大学	・安心・安全な公園づくり ・公園の安全点検 ・子どもを犯罪から守るまちづく り活動支援 ・あんしん歩行エリア整備事業 ・「だれでもトイレ」の設置 ・歩道勾配改善事業 ・(仮称)子育て支援ガイドブックの作成	・わかる授業の推進 ・授業時数と学習機会の確保 ・総合的な学習で開間の充実 ・情報教育等で実と ・読書をで変し、一切をできます。 ・家庭教・子交教を一切が応 ・セーフテムを大変の対応 ・セーフ育成、生活・部活の充実 ・部活力の在と ・部活力の推進・子ども型地域スをできいりの推進・子とも型地域で関いを表し、特色ある資質・能力の向上・特色ある資質・能力の向上・教職員価制度の指進・学校評価制度の推進・学校地域応援団の推進・学校地域応援団の推進	・子ども家庭支援センター ・悩みごと相談の実施 ・乳幼児とのぶれあい体験の推進 ・わくわくチャレンジ広場 ・地域の子ども会活動の充実 ・児童館でのあそびの広場(小学生)の拡充	・ひとり親家庭の総合支援の実施 ・母子生活支援施設の建替え
中学生以上		・アレルギー相談の実施 ・アレルギー性疾患に関する知識 の普及啓発 ・栄養教育の実施(中学校) ・子ども医療費助成の実施(中学 生まで) ・要保護児童対策地域協議会 ・虐待相談の実施 ・見守りサポート ・子どもと親に対する支援の実施 ・配偶者暴力防止事業	・企業向けセミナーの実施 ・中小企業のための仕事と生活の 調和応援事業 ・子育て支援活動の拠点整備 ・児童館での保育ポランティア ・かつしか区民大学	・子どもを犯罪から守るまちづく り活動支援 ・あんしん歩行エリア整備事業 ・「だれでもトイレ」の設置 ・歩道勾配改善事業	・わかる授業の推進(中学校) ・投業時数と学習機会の確保(中学校) ・総合的な学習の時間の充実(中学校) ・請書指導・学校図書館の充実(中学校) ・ 家庭教育の充実(中学校) ・ いじめ・不登校への対応(中学校) ・ ひとうな、生活指導の充実(中学校) ・ 健全育成、生活指導の充実(中学校) ・ 部活動の充実(中学校) ・ 体力の向上(中学校) ・ 体力の向上(中学校) ・ 食育の推進(中学校) ・ 総合型地域スポーツラブ事業 ・ アレルギー性疾患児童・ とないの対応(中学校) ・ 特色ある学校づくりの推進(中学校) ・ 教職員の質・能力の作上(中学校) ・ 教職員ので推進(中学校) ・ 教職員ので推進(中学校) ・ 学校地域応援団の推進(中学校) ・ 学校地域応援団の推進(中学校)	・子ども家庭支援センター ・悩みごと相談の実施 ・乳幼児とのふれあい体験の推進 ・青少年対象事業の実施 ・図書館のヤングアダルトコーナーの充実 ・地域の子ども会活動の充実 ・中高生の地域参画の推進 ・ボランティアの奨励 ・児童館での中高生の居場所づく りの充実	・ひとり親家庭の総合支援の実施 ・母子生活支援施設の建替え

葛飾区子育て支援行動計画(後期計画)策定委員会 検討経緯

	開催年月日	主な検討課題
第1回	平成 21 年 6月 12 日(金)	葛飾区の子育て支援の現状について 子育て支援に関する意向調査の概要について 前期「子育て支援行動計画」の実施状況について
第2回	平成 21 年 7 月 22 日(水)	後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定の進め方について 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の概要について
第3回	平成 21 年 8月 17 日 (月)	平成 20 年度 子育て支援に関するアンケート集計表について 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の主な事業について
第4回	平成 21 年 9月4日(金)	後期「葛飾区子育て支援行動計画」の中間報告について
第5回	平成 21 年 11 月 13 日(金)	後期「葛飾区子育て支援行動計画」(中間報告)のパブリック コメントの結果について
第6回	平成 22 年 1月 21 日 (木)	後期「葛飾区子育て支援行動計画」(案)について

葛飾区子育て支援行動計画(後期計画)策定委員会 委員

NO.	団 体 名	氏 名	備考
1	学識経験者(会長)(福祉)	村井 美紀	東京国際大学人間社会学部准教授
2	学識経験者(保健)	阿部 優美	日本抱っこ法協会本部理事
3	学識経験者(教育)	加藤 尚子	目白大学人間学部子ども学科准教授
4	学識経験者(保育)	櫻井 慶一	文教大學人間科学部教授
5	葛飾区子ども会育成会連合会	阿部 久之	
6	連合葛飾地区協議会	井上 洋一	
7	かつしか女性会議	上田 郁子	
8	葛飾区立小学校PTA連合会	内田 眞義	
9	葛飾区自治町会連合会	浦岡 秀次	
10	葛飾区青少年委員会	遠藤 ふじ子	
11	葛飾区私立保育園経営者協議会	芝山 薫	
12	葛飾区民生委員児童委員協議会	清水 正六	
13	葛飾区私立学童保育クラブ連合会	鈴木 秀史	
14	葛飾区立中学校 P T A 連合会	中道 浩一	
15	東京商工会議所葛飾支部	信川 仁道	
16	児童養護施設	福島一雄	
17	葛飾区私立幼稚園連合会	町山 芳夫	
18	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会	松田 光子	
19	葛飾区私立保育園連盟	山口 千晴	
20	連合葛飾地区協議会	山田 伸子	
21	公募団体	篠原 淑子	かつしか子育てネットワーク
22	公募区民	伊藤 美知香	
23	公募区民	小玉 薫	
24	公募区民	小林 葉子	
25	公募区民	佃 理恵	

(区内関係団体、公募団体・公募区民は五十音順)

葛飾区子育て支援行動計画

(後期計画 平成 22~26 年度)

平成 22 年 4 月

葛飾区 子育て支援部 育成課

〒124-8555

葛飾区立石5-13-1

電 話 03-3695-1111(代表)

FAX 03-5698-1533

E-mail 112000@city.katsushika.lg.jp

葛飾区ホームページアドレス

http://www.city.katsushika.lg.jp/index.html

平成22年1月21日

葛飾区長

青 木 克 徳 様

葛飾区子育て支援行動計画策定委員会会長村井美紀

葛飾区子育て支援行動計画策定委員会答申 後期「葛飾区子育て支援行動計画」について

本委員会は、後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定の諮問を受けて、審議を 重ねてまいりましたが、このたび、別紙のとおり結論を得るにいたりましたので、 葛飾区子育て支援行動計画策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき答申します。

子育て支援行動計画 策定委員会 議事録						
日 時	平成22年1月21日(木) 14時00分~15時40分	場所葛飾区男女平等推進センター				
		1階洋室D				
出席者	村井 美紀 委員 阿部 優美 委員	加藤 尚子 委員				
(19名)	櫻井 慶一 委員 山口 千晴 委員	鈴木 秀史 委員				
	町山 芳夫 委員 信川 仁道 委員	上田 郁子 委員				
	中道 浩一 委員 松田 光子 委員	清水 正六 委員				
	遠藤 ふじ子 委員 山田 伸子 委員	福島 一雄 委員				
	篠原 淑子 委員 小玉 薫 委員	小林 葉子 委員				
	佃 理恵 委員					
欠席者	浦岡 秀次 委員 芝山 薫 委員					
(6名)	阿部 久之 委員 井上 洋一 委員	伊藤 美知香 委員				
事務局						
(6名)	佐藤 秀夫(計画担当係長) 羽鳥 秀明(計画担当係主査)					
	本間 晶子(計画担当係主任主事) (コン	サル 森 すぐる)				
配布資料	配布資料・次第					
	・資料 1 第5回子育て支援行動計画策定員会の課題について					
	・資料 2 後期『葛飾区子育て支援行動計画』(案)の確認について					
	会答申 後期『葛飾区子育て支援行動計画』					
	について					

<第一部>

(1)第5回策定委員会課題整理について

事務局より、資料説明を行った

篠原委員:推進協議会について。推進協議会の事例でどのようなものがあるか教えていただきたい。 私としては、チェックを1年に1度やっていくまでの過程が大事だと思っている。そこで の情報交換だとか、国の動き方が目まぐるしく動くので、どういうふうに変わってきて いるかということ、また、現場の人たちが実際に抱えていることが聞ける協議会であっ てほしい思う。

村井会長:事例というよりは、葛飾区で推進協議会をつくっていくことはこの委員会で確認されているので、案を少し説明していただいたほうがいいですね。

事 務 局:委員会の構成等については、これから検討していきたい。一般的には学識経験者や、地域団体の方、住民代表を入れるというのが一般的な形かと思う。今、篠原委員からお話があったように、どういう形の議論をこの中でしていくのか。進捗状況の確認、あるいは評価していくというのは当然だが、それに加えてこういうことも行っていくべきではないかということがあれば、それも加味した形で構成を決めていこうと思っている。

現時点では、推進協議会を設置することだけが決まっており、中身については、会長 を選任した上で、相談をしながら詰めていきたい。最低の機能として、チェック機能や 推進のための話し合いは当然のこととして、ほかにどういうものができるのか、あるい は、区の内部的な組織との関係でどういう形で置くかというのもありますので、もうしばらくお時間をいただき、検討を進めていきたい

- 村井会長:ということなので、皆さんから提案・要望をいただければと思う。この委員会としての 役目は今日で終わるので、次の方に引き継ぐための要望は出せると思うので、委員から 要望があれば、いただきたい。
- 佃 委 員:この行動計画は子どもの幸せを第一に考えて、子どもの視点に立って取り組むということが大原則なので、子どもたちの声を拾える、もしくは子どもたちがかかわれるような審議会にしていただきたい。
- 村井会長:この行動計画の期間は10年だから、その年に生まれた子は10歳になっているし、5歳の子は15歳になっている。当事者がこの行動計画をどう評価しているかを反映することは大切だ。それとともに、篠原委員の発言のように、現場で担っている人たちの声もちゃんと反映できるような、そういう推進協議会であったほうがいいですね。

いろいろ現場を見てくださいという要望が最初に出されて、区内の子育てにかかわる施設を見せていただいて、すばらしい点と困難を抱えている点と両方学ぶことができた。 そういう意味では、現場の方たちの声がリアルに届くような推進協議会がとても有効だと思う。

- 上田委員:推進協議会の委員の構成について、サービスが届きにくいところにある方たちの声を反映をさせていただきたい。障害のある方の保護者や母子家庭、父子家庭、外国人の方も増えてきているので、そういった方の声。またアレルギー疾患を持つ子の親御さんなどもぜひ何らかの形で委員の構成に入れていただければと思う。
- 村井会長:これも、この委員会の課題でした。父子家庭の方のヒアリングは、とても貴重な意見だった。障害児を持つ親御さんのヒアリングはこの委員会では実現しなかったが、推進協議会のほうに委ねたい。少数の人たちの声が届きにくいということがないように、委員に全員が出てくるかどうかは別にして、尊重されないといけない。
- 小玉委員:ゼロ歳児やこれから妊娠して、これか葛飾に住むという人たちもすべて含めて、その人 たちに子育て支援の取り組みを知ってもらえるような活動をこの推進協議会の中に、広 報部のような形で入れてPR活動ができたらいいと思う。
- 村井会長:これまでの議論の中で確認されたのは、サービスを利用した方たちの評価はとても高いが、そのサービス自体を知らない人たちにどうやって届けるかという広報の問題、これも課題として確認された。それも取り込めるかどうか、だんだん構想が大きくなってくるが、まあ要望ですから、最後だし、出したいものは全部出していただきい。

区内では大きなマンションなどの計画が進んでいるということなので、そういう点では新たに区民になる子育て中の親と子どものための広報というのはとても重要な課題だと思うので、ぜひ構想の中に入れたい。

信川委員:普及・徹底に対してかつしかFM放送の利用は考えているか。

事 務 局:さまざまな広報媒体を考えており、FMも利用したい。幼稚園の関係でも2月にFMを利用させていただく。今後も利用していきたい。

信川委員:放送会社に話をして、この委員の人の中から放送に出てもらって、放送時間を少しとったらいかがか。

事 務 局: どういう形で放送をやるか、今、信川委員からお話しいただいたように、例えば委員にこの様子をお話しいただくということも一つですし、あるいは、計画ができたときに、この計画の説明ということで委員が放送に出るというような形も考えたい。年度が明けたときに「新しい計画ができました」ということで、メディアも利用させていただくのもいいのかと考えている。

信川委員:私がかつしかFMの創設者ですから、聞いてくれると思う。普及・徹底していくことが 大切だと思うので、私からも話してみます。

事 務 局:以前にも、高齢の計画をつくった時にかつしか F M で計画のお話をさせていただいたことがある。そんな形で出来るといいと思う。

小林委員:この案がすべて実行されたら、すばらしい区になって、この区に住んでよかったなと思えるのではないか。すばらしいものでも、それを利用したり活用していく中で、改善してさらにより良いものにしていくという趣旨の文言を末尾かどこかに入れておいていただきたい。

村井会長: これで十分ではなくて、もっともっと良くという考え方が基本にあっていいと思うので、 そのご提案をぜひ載せておきたい。

櫻井委員:皆さんのお話を聞いていると、1回というふうに決めているようだが、多くの所では最低 2回ぐらいある。1回は、予算に反映できる時期、5月ごろとかにやって、その後、年が明 けてからその年度の評価をしていく。そういう意味では、区のほうとして責任持って進 めていくには、個人的には2回はやっていただきたい。

町山委員:この計画では中高生の問題も若干取り上げられたが、基本的には小学校就学前の、いわゆる子育ての問題、それから育てる側の問題。教育振興ビジョンでは逆に教育のみとなっている。子どもたちの幸せ、子どもの最善の利益を考えれば、教育も福祉も一緒になって子育て支援計画の話も教育の話も区民の立場で考える場が必要だこの会議で私が幼児教育ということを発言したが、文言には取り上げられていない。それが、私にとっては不満であり、私の力不足だと思っている。子どもたちにとって何が幸せなのか。中学校の子どもたちの勉強の仕方、放課後の過ごし方、その場があるのかないのか。総合的にしなければいけないと思う。

今、幼稚園・保育園と小学校の接続の問題が大きくクローズアップされている。この場でも述べたことがあるが、先行研究でお茶の水の附属幼稚園と小学校がこの接続の問題を1冊の冊子にしており、年長の10月から小学校の1学期までを接続期と考えている。その中で、幼稚園教育は小学校教育の決して下請けではないが、小学校教育を見据えた幼児教育というのは必ずあるはずだ、そういう意味で今、武藤先生が中心になって文科省の下で勉強会がつくられている。そのようなこともあるので、子育て支援という福祉の部分と教育の部分、両方とも子どもたちの最善の利益を追求するものだが、その両方が合わさらないと、やはりどこか漏れてしまう。子どもを丸ごと見ていくという組織が、この計画の途中でも立ち上げていただきたいと思いう。

村井会長:今の発言のように、教育と不可分で語られなければいけないが、我々はそこの前で止まってしまっていた。これから5年間は、学校との連携とか、教育と福祉とどう融合していくかというようなところも大きなテーマではあり、そのことも反映できるようになると

いいと思う。

事 務 局:今の話はまさにそのとおりで、子育てを教育委員会のところに入れている組織の特別区も何区かある。どこでくくるかというところだ。したがって、我々は福祉部門でやっているが、教育振興ビジョンとどのように融合していくかということは課題であるので、子どもたちのためにどう連携がとれるかというのを、横の連携をとっていきたい。今しばらく見守っていてほしい。

福島委員:昨夜「子捨て」の問題を扱ったNHKのニュースで「希望の家」の親子が取り上げられた。夫の借金が原因で離婚した母子家庭で、借金を逃れるため子連れであちこちを転々として、最後にはどうしても自分の手に負えないので、世話になったところに子どもを置き去りにするという形で子捨てが行われ、児童相談所を経由して私どもの施設に入所してきた。児童相談所はそのケースを虐待として扱い、主訴が虐待ということで入所してきた。そのような場合、現場ではファミリー・ソーシャルワーカーや保育士を中心にしながら、家庭ないしは親子の関係を再形成するような支援を心がけている。

ニュースに取り上げられたその母親は生活保護を受けて、現在マスコミでも話題となっているNPO等が運営している生活保護受給者の宿泊所に入ったが、そこでは一部屋与えられて朝夕二食が出るが保護費から10万近く引かれ、手元に残るお金は2万円だという。私どもの施設では、正月に一時帰省で帰っていく子どもたちが大勢いるが、帰れない子どももいて、帰れない子どもについては、親を呼んで施設の空いている一部を提供し、1泊~2泊の親子の生活体験をしてもらっている。そこは食事もつくれるようになってる。テレビに出た母親も正月に親子体験をしたが、宿泊所に戻るのが嫌になったらしく、職員がついて戻そうとしてもどうしても戻らない。それが正月の3日のことで、福祉事務所も開いていないので、施設でお金を貸すから、それでどこかに泊まってと言うと、まんが喫茶で泊まるという。5日にうちの職員がその母親を連れて福祉事務所に行き、その母親は食事づくりもできるし、部屋の管理もできるから、アパートを貸してくれと頼み、ようやくそういう形にすることができた。

児童養護施設や、あるいはショートステイも12月は満員状態になり、しかも1週間~2 週間預かるというようなことが間々みられる。それが放置されると虐待につながってい く。ともかく、いわゆる虐待、放っておけば虐待になるようなケースをみると、母親た ちに経済的なハンディがあり、経済的なハンディが就労を妨げるという悪循環につなが っている。その点を改善できるよう支援しないと、家庭を再生することはできないだろ うと思う。

昨夜ニュースに登場した親子は、児童養護施設ではなく、母子生活支援施設で母子と もに支援してもらった方がよいだろうと判断し、現在親子は母子生活支援施設に行って いる。いずれにせよ、児童養護施設、あるいはショートステイで見受けられるケース、 とりわけ母子家庭は総合的な支援なしでは難しいと思う。

大方の人は、今後、26年ぐらいまでの間に虐待は相変わらず続くんじゃないかとみている。私どもでも、臨床心理士が母親10人ぐらいを集めて心理治療やグループカウンセリングを実施し、その成果を報告する機会を今月末にもつなど、この問題に一生懸命対応しているつもりである。しかし、結果をみると、どうも虐待の根底にあるのは貧困問

題であり、そこに手をつけない限りは虐待の連鎖、あるいは、すぐに社会的養護に委ねるケースの連鎖みたいなものが断ち切れないのかなと思う。

今回、この行動計画について現場サイドから期待したいのは、支援する人材の育成、いくつかある支援方法の中から、虐待を生まない支援(それはつまり在宅での子育て支援だと思うのだが)を見きわめることのできる人材を育成してほしいということだろう。 昨夜のテレビに登場した母親も施設の言うことには従うけれども、福祉事務所等の公的な機関は嫌だという。

いずれにしても、本当は最も子育て支援のサービスを必要とする人たちがサービスを受けられない、あるいは受けない、そういう状況をどう打開していくかということが、この後期行動計画を成功させるか否かの鍵とみている。 葛飾区は児童福祉の分野では割合高く評価されているところなので、区としてできることの限界はあると思うが、そのような評判を落とさないような計画にしてほしいと思う。

それから、今、子ども手当をめぐって私の所に政務官からよく相談の電話が掛かってきている。その政務官は、グループホームの推進者で、野党時代によく「希望の家」に出入りし、児童養護施設のことについて熱心にかかわっていた。私は特定の政党とは関係がないが、子ども手当は親に給付されるものであるから親のいない子どもには給付されないという、そんなバカな話があるかと言って、政務官から私に意見を求めてきている。虐待をしてしまった親たちは、加害者であるけども、半面、被害者でもあるともいえる。子どもが大人になったら虐待するなどということがないように、子ども時代に手厚くサービスをしていかなければいけないのに、それがないというのはどういうことなんだと。そんなことがあってちょっと考えさせられた。

櫻井委員:今、福島委員のお話を聞いていて、私も思うことがある。夜間保育園として認可されているものは全国に77ヵ所しかない。しかもそのうちの1、2を除いては私立である。ベビーホテル問題が起きてから30年経って、受け皿になるものがそれしかできていない。1月8~10日に夜間保育園の全国大会が沖縄で開催され、私もそこに参加した。夜間保育所利用者の4分の1~3分の1は母子家庭である。その母子家庭の貧しさであるとか、利用時間の長さ、あるいは母親の職種というのは想像していた通りであるが、そこで話題に上ったことで非常に重要だと思ったことは、一度児童養護施設等に預けてしまうと、そのまま一つの家庭としてのつながりが切れてしまうことが往々にしてあるということだ。夜間保育園の関係者の悲痛な叫びとして感じたのは、子どもも親も一緒に保護して、そして生活を全部受け止めていくことが必要なんだということである。現在制度改革によって保育にもさまざまな問題が生じてきているが、保育所が福祉施設である限り、子どもの発達、そして保護者を含めた家庭の構成員の人たちの生活をきちっと受け止めていく必要がある。そういう点で、私は葛飾区の計画のなかで、(福島委員の所のようですが)夜間保育園を新たに開設するということについて非常に期待している。夜間保育園が開設されれば、そういう人たちの抱えるニーズに少しは応えられるだろう。

また、福島委員は先ほど行政計画の限界についてふれておられたが、実は私も同じことを思っている。地域福祉計画が全然できてない区もあるし、今問題になっている貧困を取り上げている地域福祉計画があるかといったら、結論的にはほとんどない。それに

近い形の言葉を使って計画を立てていたのは3区だけしかない。「ソーシャル・インクルージョン」という言葉を使い、貧困の人たちを排除しないという考え方に立った計画は 豊島区のものしかなかった。

計画福祉とはよくいったもので、そういう現状をみると、日本の福祉がまだまだそれを必要とする人のところに届いていないと感じる。しかし、子育て支援、特にいわゆる地域子育て支援と言われるようなものは、10年前あるいは20年前に比べてどの市区町村でも格段に進展したと思う。時代は全然変わっていないわけではなく、こういう計画を積み上げていくこと、そして、そのそれを検証し、実行していくことはやはり大事なことだと思う。葛飾区の委員の皆さんが今回こういう形で取り組まれ、そして今後もさまざまな立場からかかわりを持たれるということは期待していいのではないかと思う。

家庭のあり方は今とても複雑になってきていると思う。だから、こうでなければならないと決めつけるのではなく、様々な生き方ができるよう保障していく、これが行政の立場であると思う。先ほど、福島委員もおっしゃったが、家庭の大変な状況をどう受け止めていくのかというのは、様々な形でのかかわりを重層的につくっていかないと難しいだろうなと思う。

清水委員:最近では、心の病とまではいえないにしても、朝起きられない母親が多い。それで子どもを保育園に送る時間に間に合わなかったり、電話があってわれわれが迎えにいかなければならなくなるようなこともケースとしてしばしばある。それはそれで支援すればすむ問題ではあるのだが...。

これから「こんにちは赤ちゃん訪問事業」も始まるが、これにあわせて、地域で活動しているボランティア団体にある程度の情報提供をしてほしいと思う。この地域にはこのような支援団体があるのだということを若い母親に知ってもらいたい。そのために情報提供をしてほしいのだが、現状は個人情報保護の問題もあり難しいと思う。虐待の防止についても、今のところ情報提供が行政からは一切ないので、ぜひ、検討してもらいたいと思う。よろしくお願いいたします。

村井会長:事務局、いかがですか。

事務局(赤木): 今、清水委員がおっしゃったように個人情報保護法があるので、例えば区が「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で知り得た情報のうち、支援が必要だという方についての情報を民生委員・児童委員に知らせるのは非常に難しいと思う。ただ、ある市では民生委員にそういう事業を委託したり、行政と一緒に訪問してもらうという仕組みを構築したりしている。それは直接一緒になって支援をしていくと形をとるので、区が情報を提供するということにはならない。やり方によってはそのような形での情報提供が可能になるのではないかと思う。今後、事業を進める中で、どうしたら地域に、とりわけ支援していただける方に情報が伝えられるかという仕組みはぜひ考えていきたいと思うし、その節にはぜひご協力をお願いしたい。

村井会長:ありがとうございました。

山田委員:今の話に関連してであるが、例えば保育園とか幼稚園とか学校とか、その中で問題が生じたときに、行政から個人情報を流すことはできないにしても、これだけきちんとした計画があるのであれば、これを効率良く、きちんと機能させていくために、関係各機関

の間の調整をはかるのが行政の仕事であると思う。

私たちも保育園のお子さんを預かったときに、私たちの立場ではここまでしか入れないけれども、地域の人たちがもし私たちと連携してもらえるのなら助かる、もっと力が発揮できるという実感はある。児童相談所でも1人のケースワーカーが抱える案件があまりにも多すぎて、忘れたころに連絡があったり、こちらからは連絡するけれども折り返しの対応がなかったりだとかしているうちに、問題がどんどん深刻化していく。私の目の前でも、子どもがどんどん大きくなり、小学校、中学校と移動していってしまう。母親も子どもたちも待っていられないのだ。

児童相談所の敷居は高かったりするけれども、もっと地域の人たちと、学校なり保育園・幼稚園なりがきちんと手を結んで相談していける場があれば、行政でその道筋、どういうところと連携をとっていけばよいのかという道筋をつけてもらえたら、現場はとても助かると思う。それぞれの施設では本当にどうしていいかわからないのだと思う。そのような連携による力は行政単独では決して出せない力であり、これからは本当に大事になってくるのかなと思う。

- 村井会長:情報に関する議論をこれまでしてきたが、一人ひとりの個人情報へ公的に介入する、その情報を出せということ、それは人権侵害であるといえる。その一人ひとりが自分の情報を届けたいと思うような、そういう仕組み、双方の情報の交換という仕組みが今後の課題となるだろう。どうやって利用者の親子から情報を発信してもらえるようになるかの検討も次の推進委員会に引き継いでおくことにする。
- 上田委員:支援する側の育成も重要であるという認識をあらためてもった。素晴らしい計画ではあると思うが、支援する人たちの育成やNPOの育成等、人材の育成という点もあわせて考えていかなければならないと思う。また、サービスを利用する側にも力がいるということは前回から話題に上っているが、サービスを利用する親とか子どもたちだけではなく、区内で子育て支援にかかわっているNPO団体や民生委員、保育関係者やファミリーサポートでサポートしている人たち一人ひとりが、どのような事業があるのかという点を学んでいく場が必要なのではないかと思った。可能かどうかわからないが、「かつしか区民大学」もこれから始まっていくと思うので、サービスを支援する側の人たちへのアプローチや広報なども考えてもらえたらと思った。
- 村井会長:区民大学のカリキュラムのなかに、サービスを支援する側が学ぶことのできるものを入れるというのも一つの手かもしれない。貴重なご意見ありがとうございました。最後の委員会で、こんなに活発に意見が出るのは嬉しいが、時間の関係上そろそろ議題の(2)の方に入らなければならない。事務局から「後期の計画(案)の確認について」の説明をしてもらいたい。
- (2)後期「葛飾区子育て支援行動計画」(案)の確認について

事 務 局:では、資料2「後期『葛飾区子育て支援行動計画』(案)の確認について」の説明に入る。 ここまでの議論でこの計画に関する話もかなり出ていたので、その引き続きという形に なるかと思う。前回の策定委員会からの変更点が細かな文言の修正等を除いて2点ある。 1点目は、先ほどの会長からの挨拶、今の議論にもあったように、「計画の推進と評価」 6ページ目の5番目として「次世代育成支援推進協議会」を設置するということを追加している。2点目は、10ページ、それから30ページ、43ページにかかわるもので、新規事業として「母親健康診査」事業を新たに追加した。以上2点が主な変更点である。全体としてご意見、ご要望をいただければと考えている。

村井会長:では、資料2に関しまして、今の事務局の説明も踏まえて質問、意見等をうかがいたい。

篠原委員:資料の後の方に「6.対象年代別・後期子育て支援計画の事業一覧」という表があるが、この表は今回の計画における事業を学校前、小学校入学後、中学生という対象年代別に分けて記載しているものと理解している。それで、少し確認してみたのであるが、その事業が対象とする年代と、この表で示されている年代が必ずしも一致していないものがあるような気がする。例えば、「(仮称)子ども総合センターの整備」が「小学校入学前」だけに区分されているが、あの施設は18歳未満を対象としているはずである。これをどのように見ればよいのか。これも一つの答申案になると思うので、そのあたりの対応をきっちりさせておく必要があるのではないか。

事 務 局:この三つの区分でやるとどこにも入らない、あるいはどこにでも入るという事業が確かにある。「主として」という趣旨でそれぞれの年代区分に割りふりをしているので、そうなるのはやむを得ないという気はする。

子ども総合センターは18歳以下のための施設という位置づけになるが、事業の内容的には主として就学前の子どもが中心となる施設なので、この表ではそのように区分してあるが、今のご意見のように、逆にそこだけなのかという見られ方になってしまうこともあるので、すべての年代にかかわる項目をつくるとか、もう少し工夫をしてみたいと思う。計画をよりわかりやすく見てもらいたいということで作成したものがこの表になるが、逆にわかりづらいというご意見であれば、さらに調整をしたいと思う。

資料部分については答申案ではなく、どういう背景でこれが策定されているのかと点についてこの計画をよりわかりやすくするため、事務局として載せた資料である。資料編の前の事業の体系図までが委員会として議論していただいた答申案になる。

村井会長:議論を散々してきたところであるから工夫をお願いしたい。また、議論に参加していな い人が見てわかりやすく、誤解をされないような考慮をしてほしい。

山田委員:2点あるんですが、これまでの会議のなかで認定こども園についての話が度々出ていたが、 それはどこまで決まっているのか、また、決まっているのならどんな形で設置されるの かという点が一点目。また、会議を重ねるに連れ「子ども総合センター」が話題に上ら なくなり、資料の中に占めるスペースが少なくなってきているような気がするが、どう なっているのかを確認したいというのが二点目である。

村井会長:事務局、お願いします。

事 務 局:認定こども園については、この期間内に区としてぜひ推進をしたいということで載せている。内容や規模についての具体的な話は今後にということになる。恐らく区がというよりは、私立の幼稚園などが新たにそうした総合的な施設を運営したいという話があったときに、区と十分協議を重ねた上で設置を進めていくということになると思う。パブリックコメント等でそれを十分に検討してほしいという意見もあり、また区としても初めての施設なので、事業者等が手を上げたら、慎重に話を進めていきたい。

「子ども総合センター」が話題に上らなくなったというのは、感じ方の違いという気がする。前期にこの「子ども総合センター」の構想ができてもう建設に入っており、今後、「子ども総合センター」は母子保健の分野と子育ての分野を融合する形の新たな組織として発足するので、まさに先ほどの話も出ていた「こんにちは赤ちゃん事業」と虐待の早期発見といったような予防的な観点からどういう形での訪問が可能であるかとか、どのようなケアをしていこうかといった具体的な事業展開が検討されていくことが考えられる。後期では事業の具体的な内容についての検討が進められているので、そういう扱いが山田委員にやや薄いという印象を与えているのかもしれない。

村井会長:よろしいですか。

山田委員:地方で認定こども園が十分な準備ができないままスタートし、なかで働いている人たちや、子どもたちが混乱した例が全国で数々あると聞いた。葛飾区で認定こども園の計画を進めるときには、絶対にそういうことのないようにしてほしい。犠牲になるのは子どもなのだから、十分に検討していただきたいと思う。

村井会長:東中野で、保育園が突然閉鎖され、マスコミもだいぶ騒いで話題になった。区がしっかりと見てくれればそんなことにはならないと思う。葛飾区では大丈夫だろうと思う。

小林委員:今後計画の手直しができるときに考えていただければありがたいのだが、37ページ「豊かな心の育成」に関して、今、小さな子どもも、それから小学生にしても、中学生にしても規範意識が欠如していることが問題視されているので、欠かしてはならないのが道徳教育の充実ではないかと思う。その「道徳教育」という言葉がどこにも出てきていない。それに代わるような言葉、例えば「正義感や倫理観、思いやりの心」等は出ているが、「道徳教育の充実」という文言を計画に盛り込めれば、そのあたりのキーワードが網羅されてくるのではないだろうか。

また、その上のほうに「いじめ・不登校への対応」とあり、スクールカウンセラーを活用していじめや不登校に対応するという内容が書かれている。この区にも相談センターのような機関があるのではないかと思う。相談センターをいじめや不登校の窓口にできれば、スクールカウンセラーの対応だけではかなわなかった、幅広い対応が可能なのではないだろうか。そのようないじめや不登校へ幅広い対応が計画に盛り込まれていくとさらによいと考える。もし何かの機会にそれらのことを検討してもらえればありがたいと思う。

さらに、この計画の「案」という文字が消された段階で、これが様々なところに配布され、そして、これをもとに詳細な実施計画な立てられて実践に移されていくと思うのだが、その実施計画が立てられた段階で、それらを一括してこの計画書の巻末に資料のような形で盛り込んであると、すべてが網羅的に理解できてよいのではないかと思う。

村井会長:多分「道徳」という言葉を「正義感や倫理観、思いやり」という形に逆に砕いてしまったのではないかと私は理解するのだが。

小林委員:私もそうは思った。でも、規範意識が強く問われる今、「道徳」という一言を入れておけば、正義感や倫理観、思いやりにつながりができてよいのではないか。

櫻井委員:今の小林委員の発言で思い出したのだが、千葉県の行動計画で、いじめとか不登校を道 徳教育の推進の中に入れたら、これに対していじめや不登校が何で道徳教育なんだ、削 除しろという強い批判が委員から出た。そういうことがあるので、私は、ここでのこの言葉の使い方を、こんなものだろうと受け止めていたのだが。

村井会長:計画でいう「スクールカウンセラー」というのは多分個人のカウンセラーを指すのでは ないと思うが。教育振興ビジョンではどうなっているのか。

事 務 局:この計画の「5 子どもの心身が健やかに成長するまち」はまさに教育のパートであり、「教育振興ビジョン」がその中核の部分にあたるといえる。「豊かな心の育成」という枠組みのなかに規範意識を高めることを含めるか、あるいは「道徳教育」という言葉を盛り込むか否かという議論は教育委員会の中でも相当な時間を費やしてなされている。

スクールカウンセラーについていえば、本区は、中学校は国の主導であったが、小学校各校にカウンセラー置くということを23区でも早いうちから実施し、今のところ非常にうまく機能している。スクールカウンセラー以外にも相談する窓口を旧明石小学校などに設けてあり、相談のネットワークは形成してある。スクールカウンセラーの役割は子どもだけじゃなく、保護者の、そして最近では教員の相談にも乗っているということなので、葛飾区においては有効活用はできている思うが、さらにうまく機能させる必要はあろうかと考えている。

村井会長:ということでどうか。まだまだ検討することはあるとしても、今回はこのレベルでとう ことでご理解いただければと思う。

小林委員:スクールカウンセラーが現在機能しているというのは確かだと思う。しかし、相談センターの窓口を抜きにして考えてしまうと、カウンセラーのところに保護者も教員もみんな相談に行ってしまい、逆にカウンセラーの機能が低下するのではないか。実際のところはよくわからないが。だから、相談を整理し、橋渡ししていく機能がセンターにあるのだということを計画に盛り込むことで、カウンセラーもうまく機能していくと思う

信川委員:会長に確認した上で、できれば計画に入れてもらいたと思う私の考えがある。母親には 出産して子どもを育てるという事業があるが、これがいかに偉大なものであるか、また、 偉大な力になるのだという、そういう精神的な教えを、この計画のなかに組み入れられ ないだろうか。皆さんご存知だと思うが、老子哲学に「食母を尊ぶ」という教えがある。 「食べる母」とは乳母、要するに出産してお乳を与えた母親が最後には一番尊いのだと いう教えである。だから、子どもを出産して育てるというのはどれだけ偉大なものであ るのかということを私はこの計画に組み入れる必要があると思う。

千代大海は母親の言うことを聞いて相撲取りになった。そして、母親の言うことを聞いて相撲をやめた。あれだけ大きくて、力のある人間が、自分を育ててくれた母親がもつ力には負けるのだ。この母親の偉大さというものを、母親たちが自分の気持ちに持っていたならば、子どものいじめだなどはあり得ないと思う。そこで、そういう精神的な教えを、会長に良い言葉で表現してもらえたら、後期の計画に入れられるのではないかと思うのだが。

村井会長:会長が全部答えなくていいと思うので、阿部委員に答えてもらいたいのだが。

阿部(優)委員:一時、男と女は平等であるから「母子関係」という言葉すら使ってはいけない時代、「母子」なんて言うと叩かれていた時代があった。女性が母親でさえあればいいというところから離れなければいけないと。しかし、実際のところ、本当におっぱいをあげて長時

間子どもを見なくちゃいけないのは母親で、そこに対する敬意がなさ過ぎるなとも思う。 だから、母親一人で頑張るじゃなくて、母親がみんなに支えられて子育てをしていくの だという文言でないといけないと思う。

長野で知的障害者施設の職員研修をしたのだが、次の日にその地域に住む知り合い女性が自分の友達を15人集めて、母親の気持ちをどう受け止めてみんなで支援し合うかというワークショップを実施した。母親というのはやはりどこかで孤立してしまう。一人子育てしているから辛くなってしまうということがある。その母親たちはさっき福島先生の話に出てきたような経済的に困っている母親ではないのだが、経済的にはある程度余裕があっても母親たちの心が安心できないと結局子育てはうまくいかない。

この計画案は素晴らしいと思うが、でも、これは何をやるかである。何をやるかとは別に、どうやるかという問題があって、その「どう」というところは結局人がやるしかない部分である。すべての窓口には人がいて、実際はその人との一対一の関係から始まる。だから、その最初の窓口になる相談の人がどう母親を受け止めるかで、その後が全部違ってくる。

ということは、先ほど上田委員がおっしゃっていたが、支援者がどういう支援ができるかということが、その人にとっても実はものすごく大事なことになる。支援者を育てるということを考えないと、子どものためにお母さんを育てるということを考えるのと同じで、親子の支援ができない。

実はそこにあまり予算が取られていない。施設でも色々なことをやっているが、実際に母親をどう支援していくか、実際に障害のある人やケアする側をどう支援するかというところは本人任せにされている。スクールカウンセラーは一応資格をもっているが、実際、大学の心理学部を卒業したから十分な訓練を積み重ねているかといえば、そんなことはない。各自がやるしかないのが現状である。

ぜひ、その「かつしか区民大学」で対人援助の技術等、人とどうかかわり、どう支えていくのかを仕事とする人たちが勉強できるような講座を設けてほしいと思う。

- 村井会長:阿部委員が答えている間に、一生懸命、私も考えさせていただいて、どこに信川委員の 提案を入れられるかと探していたら、4ページの「基本的な視点」の「(2)子育て中の 親や子どもの成長を社会全体で支援する」というなかの、「子育て中の親の成長を社会全 体で支える」というところに、「やっぱり子育てをしている母親というのはとても偉大で 素晴らしく、そのことに誇りを持ってほしいし、私たちはそれをちゃんと支えていく」 という主旨の文言を入れるが適当かなと思った。ただ、最後にまとめる区側の立場にな って考えると、今からそれを文言として入れるとバランスが悪いかなとも思う。信川委 員の提案を推進協議会に引き継いでもらって計画に反映させたい。それは母親の自覚を 促すだけではなく、母親にとって、とても支えるになる言葉だと思うので。
- 小玉委員:子育てをしている真っ最中なので、今のお答えをいただいてすごくうれしい。やっぱり 自分でも自信がなくなったり、「おまえ、母親なんだから、これぐらいできるだろ」とい うようなことを言われることもあるので、本当に今の言葉はうれしかった。

あと、信川委員の提案をどこに入れるかということであるが、ぜひ、今度新しく作成 する「子育て支援ガイドブック」の序文にそのような感動的な言葉を入れてもらえると よいと思う。皆さんが子どもを生んで初めて読む本がそれなので、「ああ、これから子育 て頑張るぞ」という気持ちになれると思う。ぜひそこに、なにかすてきな文章を考えて いただきたい。

信川委員:ありがとうございます。なぜそのような提案をしたのかというと、皆さんはお若いから ご存じないかもしれないが、戦争中、戦場に出ていった20代の若者は死ぬときに母親の 名前を呼んで死んでいった。天皇陛下じゃなくて母親の名前を呼んで死んでいった人が ほとんどである。結婚式で80代の人が挨拶するのを聞いても、大抵は母親の尊さを述べ ている。私は結婚式にはずいぶん出席しているが、いかに母親の力が強かったかという ことを強く感じているのは80歳前後の人だという印象を受ける。私は現在84歳だが、80歳を超えていくと、それが痛切にあらわれてくる。

今から2,500年も前の教えのなかに「食母を尊ぶ」がある。これは132文字の老子の教えで、「学を絶てば憂いなし、唯と阿とは相去ることいくばくぞ、善と悪とは相去ることいかん、人の畏るるところは畏れざるべからず」と全部で132文字あるのだが、いくら勉強した偉い者でも誰でも、とにかく一番最後は母親しかいないんだという教えを説いたものである。男も女も、とにかく母親がなければ今日ないわけだから、母親の偉大さ、その力と行動に対してみんなそういう尊敬の念を持っているので、母親たちにもそれをもう少し意識してもらうことが必要ではないか。

一つ嫌なことを申し上げると、母性本能というのは、自分の産んだ子どもしかかわいくないということを聞いたことがある。それでなければ子どもが育てられない。何といっても、自分の産んだ子どもが一番かわいい。だから、徹底して育てていくという、その母性本能、悪い意味じゃなくてね。間違っていたら訂正してほしいのだが、そういう考え方があるということを大昔に聞いたことがある。

だから、母親というのは辛い思いをして気の毒だけども、出産をする、学校へ入学させ就職まで育て上げる、それは、先ふれた千代大海じゃないけれど、偉大な力である。これは老子哲学を学んだ者はほとんどみんな暗記して覚えていることである。その教えをもう一度再現してみてはどうかと考えて、委員長にお願いした次第です。

村井会長:ありがとうございます。委員の皆さんにとっても、とても共感できる提案だったと思う。 その教え、言葉を冊子にしてお母さんたち一人ひとりにぜひ届けようという主旨の提案 をしておくことにするが、それでよろしいでしょうか。

信川委員:ありがとうございます。

村井会長:最後になって感動的な提案が出てきた。最後の委員会で区長さんがおいでになったこともあるが、議論が止まらずに休憩時間もとれなかった。もしかするとまだ言い足りないことがあるかもしれないが、それは次の機会に譲ることにしたい。しかし、そんなに横暴な会長ではないので、どうしてもここれだけはということがありましたら。

佃 委 員: どうしてもひと言だけ付け加えたい。「一人ひとりの特性に配慮するまち」というところで、「外国人」という文言、文言だけではなくそれは思いなのであるが、その思いを絶対に入れてほしい。葛飾区に縁あって来た外国の人なので、地域とかかわってもらい、そのかかわり合いをみんなで大切に育てていきたいと思う。残念ながら、この案を見ると、特筆しなかっただけということなのかもしれないが、「外国人」という言葉が入っていな

い。可能な限り「外国人」ということを意識してもらえたらと思う。

村井会長: それは可能か。

事 務 局:計画そのものは「外国人」も含めたものとして策定している。とりわけ一番最後の表、「一人ひとりの特性」という部分では、障害のある子どもであるとか母子というように、生活形態とか、子どもの特性に着目しているので、ここに少なくとも言葉としての「外国人」を入れるというのは、少し違うのではないかと思う。この計画そのものは、資料をご覧いただくとおわかりのように、「外国人も含めた人口」という記載があるので、区内に在住するすべての人を対象にしているとわれわれは考えている。「外国人」をあえて言葉として計画に盛るのは、私は不適当ではないかと思う。

村井会長:多分、「外国人」という言葉を計画に盛りがたいのは、行動計画を具体的に出していかなければならないからだと思う。ただ、この委員会の議論では外国籍の人にも触れているので、やはり推進委員会では改めて、外国籍の区内在住者へのヒアリング調査を実施して、その人たちの意見を計画に反映していくのがよいと思う。今の段階で私たちが実態をあまり理解せずに、漠然とした文言を入れると、それは拙速かなと思うので、そのように了解してもらいたい。

佃 委 員:文言に盛られない故に埋没してしまうというのがとても怖いので、皆さんのそれぞれの 心のなかで、そのような動きがあることを認識してもらえればと思う。

村井会長:外国籍の人は少数者であるけれど、きちんとその人たちを区民として意識して、この計画のなかに盛り込んでいくことをわたしたちが合意したということを記録に残していただければと思う。ありがとうございます。

篠原委員:確認なのだが、先ほどから、委員長の次の推進協議会に議論を譲るという言葉を聞くと、 推進協議会の委員はわれわれとはまったく別のメンバーであるということが不安にな る。推進協議会がどのような組織で、どのようにメンバーから構成されているのかが現 メンバーである私たちにどのような形で知らされるのかという不安がある。そこを教え ていただきたい。

事 務 局:例えば今回のように傍聴が可能であれば、このような委員会をつくりましたということを「広報」でお知らせする形もある。また、各種計画の策定状況は必ずホームページで公表されることになるので、その中でのお知らせという形をとるかもしれない。その場合、委員会の各委員にお知らせをするということではないが、何らかの周知はする。

村井会長:今の篠原委員の発言は推進協議会の構成がどうなるのかという質問だったと思う。しかし、推進協議会はまだ案の段階で、一定の手続きを踏まないと、事務局としても次の話が立場的にできないのだと思う。この委員会が解散して、ありがとうございました、あとは関係ないというのではなくて、今後も様々な形で広報はしていく。その広報に対する区民としての、あるいは区内のこの立場としての意見は今後も聞いてくれるのではないかと思う。私もそれ以上は何もいえないが。

事 務 局: 先ほども説明したように、今の時点でどういう組織で、どういう構成メンバーで会議を 運営していくのかということはまだわれわれも決めかねている。今日、様々な議論をう かがった上で決めたいと思う。構成メンバーとしては、学識経験者、地域の代表、それ から一般区民といったあたりが考えられる。それが決まりしだい、いろいろな広報を通 してお話をさせていただきたいと思うのでご理解をいただきたい。

村井会長:少し暴言を吐くが、事務局の手続き等はやはり役所的である。まあ、お役所だから当たり前なのだが。そのあたりはお含みおきいただきたい。ただ、委員会の趣旨とか各委員の思いはきちんと汲み取って反映してくれる事務局であろうと会長の立場からは信頼しています。最後の委員会、本当に休み時間もとらずに熱心に議論いただいてありがとうございました。課題をたくさん残しつつも、一応このような形にまとめさせていただき、これを区長さんにお渡ししたい。

<第二部>

(1)後期「葛飾区子育て支援行動計画」(案)の答申について

村井会長:本委員会は、後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定の諮問を受けて審議を重ねてまいりました。このたび、別紙のとおり結論を得るに至りましたので、葛飾区子育て支援行動計画策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、答申いたします。(拍手)

葛飾区長:どうも皆さん、本当にありがとうございました。昨年の6月から6回にわたりまして大変熱心にご論議を重ねていただいた答申をただいま受け取りました。今、最後のところを聞かせていただきましたが、本当に熱心にご意見が出され、取りまとめがされたものということで大変重く受け止めております。これを踏まえて具体的な計画を策定し、そして、最終的には予算をつけたりして事業を進めていかなければならないと考えております。

私自身、昨年の11月の区長選挙で当選をさせていただいたわけでございます。その際にも、この子育てについて非常に重要だという認識を持っておりまして、事業といいますか、そうした施策の中では第一番目に挙げさせていただいております。このほか、「人づくり」ということも掲げておりまして、もう一つは現場を大事にしたいということでお話をさせていただきました。こうした実務に実際かかわっている現場の方々のご意見は大変重要なものだと思いますので、しっかりと受け止めて実施をしていきたいと考えております。

また、こうした子育てを進めるということは、個々の家庭はもちろんですが、地域、そして行政それぞれの、例えば教育機関であったり、保育園であったり、幼稚園であったり、いろいろなところが一緒に力を合わせていかなければならないと思います。その実現には、非常に息長く、時間のかかることだと思います。明治の時も教育について力を入れたことで日本が発展しました。最近の状況を見ましても、教育に力を入れるということ、そして、子育てに力を入れることで、この葛飾は発展すると私自身認識しておりますので、皆さま方からいただきました様々なご意見について実現できるように全力

で取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。本当に今日 はありがとうございました。(拍手)

~ 以上 ~